# 第10回・第11回 国のかたちとコミュニティを考える 市 長 の 会

《高齢者福祉のあり方(第10回会議)》

《コミュニティの活性化(第10回会議)》

《コミュニティの再生(第11回会議)》

Vol. 10

2011年9月

財団法人日本都市センター

Copyright 2012 The Authors. Copyright 2012 Japan Center for Cities. All Rights Reserved.

# 第10回•第11回

# 国のかたちとコミュニティを考える市長の会

≪高齢者福祉のあり方(第10回会議)≫

≪コミュニティの活性化(第10回会議)≫

≪コミュニティの再生(第11回会議)≫

# 2011年9月

財団法人 日本都市センター

発行者:公益財団法人 日本都市センター 無断転載、複製および転訳載を禁止します。引用の際は本書(稿)が出典であることを必ず明記してください。 This book is copyrighted and may not be copied or duplicated in any manner including printed or electronic media, regardless of whether for a fee or gratis without the prior written permission of the authors and Japan Center for Cities. Any quotation from this book requires indication of the source..

## はじめに

人口減少社会の到来、市場経済のグローバル化の進展等により、都市を取り巻く環境が大きく変容するなか、市長・区長有志が自由に参画し、都市自治体の直面する政策課題について自由闊達に議論し、相互の問題意識の深化と情報交流を図るとともに、互いに切磋琢磨することにより、都市ガバナンスの向上に役立てることを目的として、「国のかたちとコミュニティを考える市長の会」が開催されました。本書は、2010年11月9日に開催された第10回会議と2011年5月12日に開催された第11回会議の内容を取りまとめたものです。

2011年9月

財団法人 日本都市センター研究室

# <u>目</u> 次

## はじめに

第 10 回「国のかた いて (趣意書)	ちとコミュニテ	ィを考える市長の会」の開催につ
1. 趣旨説明	細江 茂光	岐阜市長 ・・・・・・・・ 1
2. 高齢者福祉のあ	り方	
(1)進 行	綾 宏	坂出市長 · · · · · · 7
(2)問題提起	倉田 薫	池田市長8
(条例解説	池田市総合	政策部長 徳重 覚) 17
(3)問題提起	宮路 高光	日置市長 23
(4)意見交換·····		31
(5)まとめ	綾 宏	坂出市長・・・・・・・35
3. コミュニティの	活性化	
(1)進 行	細江 茂光	岐阜市長・・・・・・・ 39
(2)問題提起	日沖 靖	いなべ市長・・・・・・・ 40
(3)問題提起	吉田 友好	大阪狭山市長・・・・・・・49
		南相馬市長 · · · · · · · 62
(5)意見交換·····		67
(6)まとめ	細江 茂光	岐阜市長・・・・・・ 71

第 11	回「国のかたちとコミュニティを考える市長の会」	の開催につ
いて	(趣意書)	

1. 趣旨説明	吉田 友好	大阪狭山市長 · · · · · · 75
2. コミュニティ	の再生	
(1)進 行	日沖 靖	いなべ市長・・・・・・ 79
(2)基調講演	名和田 是彦	法政大学教授 · · · · · 80
(3)意見交換···	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	95
(4)まとめ	日沖 靖	いなべ市長・・・・・・ 100
(5)進 行	綾 宏	坂出市長・・・・・・ 103
(6)問題提起	倉田 薫	池田市長・・・・・・ 105
(7)問題提起	菊地 豊	伊豆市長・・・・・・ 112
(8)意見交換…	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	119
(9)まとめ	綾 宏	坂出市長 … 125
3. 参考資料	・ 個人情報の適丁	Fな活用に関する事例 · · · · · 129

# 第10回「国のかたちとコミュニティを考える市長の会」の開催について(趣意書)

このたび、私どもは、下記のとおり第 10 回「国のかたちとコミュニティを考える市長の会」を開催することとしました。この会議は、市長・特別区長有志が参画し、都市自治体の直面する政策課題について自由に議論し、相互の問題意識の深化と情報交流を図るとともに、互いに切磋琢磨することにより、都市ガバナンスの向上に役立てることを目的とするものです。この会議は会員制を採らず、市長自らが自由に参加できるオープンな場とします。

今回のテーマは①「高齢者福祉のあり方」と②「コミュニティの活性化」です。

高齢者福祉のあり方……今後、急速な高齢者人口の増加が見込まれる中、高齢者が健康で安心した生活を送ることができるよう、高齢者福祉政策を一層発展させていくことが求められています。とりわけ、自治体には、介護保険制度の適切な運用をはじめ、高齢者の生きがい、健康増進、社会参加等を充実させていく役割が期待されているところです。そこで、高齢者福祉に関する取組みについて、市長の皆様による意見交換を行います。

コミュニティの活性化……町内会、自治会等の伝統的な地縁団体が、加入率の低下、担い手不足、活動力の低下といった問題に直面しています。これからは、特定のテーマを持つ地域コミュニティ、NPO、マンション管理組合、事業所など多様な組織の力を結集した地域協働の仕組みが必要との指摘もあります。そこで、コミュニティの活性化に向けた取組みについて、市長の皆様による意見交換を行います。

今回はこのような問題意識に立ってテーマを設定しましたので、明 日の都市経営についてともに考えましょう。

この会議の趣旨にご賛同のうえ、ぜひご参加くださるようご案内申

#### し上げます。

#### 平成22年10月

「国のかたちとコミュニティを考える市長の会」呼びかけ人登別市長 小笠原 春一 銚子市長 野平 匡邦流山市長 井崎 義治 浦安市長 松崎 秀樹豊島区長 高野 之夫 岐阜市長 細江 茂光 多治見市長 古川 雅典 伊豆市長 菊地 豊いなべ市長 日沖 靖 池田市長 倉田 薫大阪狭山市長 吉田 友好 坂出市長 綾 宏 多久市長 横尾 俊彦

(地方公共団体コード順)

#### 1. 趣旨説明 細江茂光 岐阜市長



「国のかたちとコミュニティを考える市長の会」も今回で第10回目ということで第1回の開催からちょうど5年たったわけだが、今から5年前の本会の立ち上げに際して、会の名前をどうしようかと大いに議論をしたことを思い出す。「国のかたちとコミュニティ」とは、今から思えばいいネーミングだったと思っている。「地方分権改革」が「地域主権改革」と言われる中で、我々の役割は大変重要であると思っている。

今日のテーマである高齢者に関する問題は、我々にとって大きな課題になってきている。高齢化はどんどん進んでおり、高齢化率も23%を超え、30%を超えるのもすぐだと言われている。

一方で、関西地区においては「関西広域連合」が12月にも誕生し、

防災や観光なども含めて広域で対応して行政コストを下げようとしている。また九州においては、国の地方機関が廃止された際の受け皿となる「九州広域行政機構」設立に向けて動き出すなど、各地方でいるいろなうねりが出てきている。

今日は初めてご参加の方もおられると思うので、この会の趣旨を改めて述べさせていただく。現在、国のかたちが大きく急激に変わろうとしており、その中でそれぞれの自治体がいかにして自治を進めていくか、情報交換や議論を通じて互いに切磋琢磨して、都市経営を考えていこう、という趣旨である。

毎回、大変すばらしい議論がなされており、今日もぜひ皆様方の活発なご議論によって、いい成果が生まれることを心から祈念申し上げたい。

本日は2つのテーマがある。一つは「高齢者福祉のあり方」、もう 一つは「コミュニティの活性化」である。

1つ目の「高齢者福祉のあり方」について、65歳以上の高齢者数はいよいよ2,900万人台となり、80歳以上の人口はなんと800万人を超えた。800万人というのは大変な数字である。長生きできるというのは大変すばらしいことであるが、バランスが問題であり、みんなが長生きしてすばらしい生活を送りたいと考える中で、それを支える若い人たちをいかにして増やしていくかが重要である。また一方で、先般の所在不明の高齢者が23万人以上いるという状況が判明した。高齢者の所在の確認、把握は大変重要であり、さらに、高齢者の皆様方に生きがいを持っていただき、健康増進の場をしっかりとつくって、健康寿命を伸ばすということが必要ではないかと思うが、今日はその点についても協議をいただければと思う。

2番目のテーマは「コミュニティの活性化」についてである。地域 主権改革等により権限および財源が「国から地方へ」と移ろうとする 中、地域主権の受け手である「地方」というのは、実は我々自治体だけではない。いわゆる地域コミュニティもこの地域主権改革、地方分権の受け手である。しかし、その地域コミュニティは残念ながら、例えば自治会加入率の低下など、大変厳しい状況にある。地域主権改革、地方分権が進められているにもかかわらず、一方で、権限の受け手の一つである地域社会、コミュニティが崩れつつある。

私たちが自らの手で自分たちの問題を解決することがまさに地域主権改革の本旨であることから、ぜひ我々としても、この点についてしっかりと議論していきたいと思う。

# テーマ1

# 高齢者福祉のあり方

# 2. 高齢者福祉のあり方

## (1) 進行 綾宏 坂出市長



先ほど細江市長さんからお話があった、高齢者福祉のあり方についての問題提起を、まず池田市の倉田市長さん、続いて、日置市の宮路市長さん、よろしくお願いいたします。

## (2) 問題提起 倉田薫 池田市長



高齢者問題について、冒頭に幾つかご紹介させていただきたい。

# 所在不明高齢者問題の状況

先ほど細江岐阜市長お話があったとおり、所在不明の高齢者がこの 夏、大変な話題となった。東京足立区では111歳になるミイラ化した遺 体が発見された。そういう事実がほかになかったというと、出るわ出 るわ、わんさと出てきたことはご承知のとおりである。驚いて、我が 市でもその可能性があるのではないかと考えた。池田市は人口10万人 の非常に小さな市であるので、そういった意味ではチェックしやすい。

## 「池田市高齢者安否確認等に関する条例」について

#### 池田市長 倉田 薫

1.	「池田市高齢者安否確認等に関する条例」	の提案に至る経緯
2.	本条例の条例化の必要性	
3.	個人情報保護条例との関係	
4.	市長による立ち入り調査権を規定した背景	콗

5. 高齢者所在不明問題にみる基礎自治体のあるべき姿

当時、100歳以上が39名であった。そのうち介護保険あるいは医療保険を利用されていない方々が何人いるか。39名のうち両方の保険を利用されていない方はわずか1名である。だから、この1名の確認にだけ行けばいいわけなので、慌てて飛んでいったら、ひとり暮らしでえらく元気でぴんぴんしていた。ただ、ひとり暮らしで100歳以上というのはいささか気になるところであるが、そんな状況であった。

では、続いて90歳以上を確認しよう。965名である。同じ方法でチェックすると、やはり引っかからない方が21名。21名だからこれも職員でチェックに行ける。そうすると、4名が住民票は池田市にあるが所在不明であった。全く家もないところがあった。池田市では一定の節目にお祝いを渡している。例えば88歳で2万円のお祝いを渡している。民生委員さんにお届けに行っていただいている。では、この人たちが88歳のときどうだったのか。そのお金はどこに消えたのかと、こうなってくるわけだが、これは民生委員さんがその家に行かれて「この家はありませんよ」ということで福祉当局にお金は返ってきているわけである。ところが、福祉当局と市民課との横の連携がとれていない。だからそのまま放置されていた。追跡すると、2名はよその地でもう既に亡くなっていることが判明した。あとの2人は全くわからないので、職権で住民票を消除した。

# 高齢者安否確認条例の制定

さて、これからの対策として、見守り、安否確認をどうするかということが1つの話題になった。やはり条例化する必要があるのではないか。池田のまちは、基礎自治体として10万人が適正規模だと私は思っている。いろいろな意味で安否確認、見守りがしやすいまちなので、それをきちんと条例化をして、高らかに宣言しようじゃないかということで、条例化に何とかこぎつけた。もちろん、個人情報保護法との

関係があるが、これも簡単なことである。条例化をして、この一定の 名簿については特定団体にお出しすることを条例で明記すれば、ここ は抵触しないということになる。

問題は何歳以上でチェックができるかということだった。担当者は75歳、いわゆる後期高齢者の年齢をチェックしようと言っていた。いろんな論議をしたが、それでは正直言っておもしろくない。だから、老人福祉法に言う65歳以上を対象にすべきではないか。さて、本当に条例化したけれども実際できるかどうか、民生委員協議会175名がその辺を相当議論してくれた。この人たちは、平素から独居老人を含めて、見守り活動をしていただいているので、75歳以上の方々については、民生委員協議会の皆さん方にお願いしたら何とかチェックできるだろうということになった。先ほどのように、医療保険あるいは介護保険を使っていない方は、まだチェックをかけていないが、恐らく池田10万都市で500名ぐらいであろうと。それを175人で割り振ってのチェックだから、そんなに難しいことでもなかろうということである。

さて、65歳から74歳の人口は1万2,000人いるが、同じようなチェックでふるいにかけたとしたら、これも医療保険あるいは介護保険の適用を受けていない方は、恐らく想定で6,000人ぐらいになるだろう。小学校区単位に社会福祉協議会傘下の地区福祉委員会というのがある。この地区福祉委員会、ざっと1つの小学校区単位で50名ぐらいの委員さんがいるので、その方たちにお願いすると、1人当たり50名ぐらいであろうと。また、65歳以上だから、「○○さんはこの間見たよ」「○○さんはまだソフトボールしてはるよ」というように、いちいち家に伺わなくてもチェックできる方がたくさんいるはずで、そんなに負担にはならないのではないかということで、民生委員協議会と福祉協議会の両方のご支援を得ながら、65歳以上をチェックしようという条例案をつくり、昨日までパブリックコメントにかけていた。この12

月定例議会に提案する予定になっている(平成22年12月21日第30号条例として制定)。

したがって、この条例の特徴は、65歳で線を引いたことが1つ。2つ目は、万が一、問題があるということを認識したら、市長はその責任のもとで職員に立ち入り調査を命ずることができるとしたことである。警察も言っていたが、条例を議会にかけてしまって議決が出たらこれほど強いことはないので、あとは市長の責任であるから、市長の責任、命によって、職員が強制的に立ち入り調査をすることができる。パブリックコメントは昨日で終了したが、5件ぐらいしかご意見を頂戴していない。ただ、やはりある74歳の方からは時期尚早、不要不急であると。プライバシー人権の侵害の懸念があると。高齢者介護課の存在は大きいので、市役所がしないで社会福祉協議会や民生委員協議会に投げようとしているのはいかがなものかと。もっと言えば、来年の選挙に向けてのパフォーマンスは全く不要と。このようなおしかりのメッセージも頂戴している。これは選挙のためのパフォーマンスだと私は思っていないけれども、ただ非常におもしろい試みとして訴えることができたのかなと思っているところである。

#### 池田市高齢者安否確認に関する条例の概要

1 池田市の高齢者人口(平成22年8月31日現在)

年 代 別	人口
65歳~69歳	6,688
70歳~79歳	10,052
80歳~89歳	4,772
90歳~99歳	968
100歳以上	40
合 計	22,520

《再掲》	65歳以上人口	22,520
	70歳以上人口	15,832
	75歳以上人口	10,237
	80歳以上人口	5,780
100	85歳以上人口	2,728
8	90歳以上人口	1,008
	95歳以上人口	265
	100歳以上人口	40

#### 2 高齢者安否確認に関する条例制定の背景

100歳以上の高齢者の所在不明問題、いわゆる『消えた高齢者問題』を受け、本市においても高齢者の状況を確認しました。

100歳以上の高齢者40人については、所在が確認できました。さらに90歳以上の1,008人について調査したところ、21人の方が介護保険や後期高齢者保険をこの1年間で1度も利用していないことが判明。実地調査をしたところ、4人の存在が確認できませんでした。現在、4人の職権消除の作業をおこなっています。

以上の調査を踏まえ、十分に高齢者の安否確認ができていなかったことを認識しました。高齢者の安否確認を実施する体制を再構築し、市民に示すことで、市民の不安感や 行政に対する不透明感を解消する必要がありました。

#### 3 高齢者安否確認に関する条例の概要

① 安否確認の対象者を65歳以上としました。

介護保険や後期高齢者保険などをこの1年間で、1度も利用していない方を安 否確認の対象者としました。

65歳~74歳 6,000人 12,283人 75歳以上 500人 10,237人	年 齢 区 分	想定される安否確認が必要な人数	A 0
75歳以上 500人 10.237人	65歳~74歳	6,000人	12,283人
70000	75歳以上	500人	10,237人

② 市は、池田市民生委員児童委員協議会及び(社福)池田市社会福祉協議会 と連携し安否確認を実施します。

■社会福祉協議会・・・・・市の委託事業として安否確認事業を実施

■ 仁 云 围 仙 励 酸 云 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	の女礼事未として女百権心事未を天心
市 ⇒ 社会福祉協議会	65歳~74歳の名簿を提供
社会福祉協議会	名簿に基づき安否確認の実施
社会福祉協議会 ⇒ 市	安否確認後の名簿を提出
市 ⇒ 社会福祉協議会	民生委員協議会と社会福祉協議会が安否確認した 名簿を市が65歳以上名簿として整理し、民生委員協 議会と社会福祉協議会に提供。
社会福祉協議会	65歳以上全員の名簿を管理。日常的に安否に関す る情報の収集。

■民生委員児童委員協議会・・・・・・市の安否確認事業に協力して実施

= 八工女员儿主女员 侧成五	ログメロ 唯心子 木に 励力して 大心
市 ⇒ 民生委員協議会	75歳以上の名簿を提供
民生委員協議会	名簿に基づき安否確認の実施
民生委員協議会 ⇒ 市	安否確認後の名簿を提出
市 ⇒ 民生委員協議会	民生委員協議会と社会福祉協議会が安否確認した 名簿を市が65歳以上名簿として整理し、民生委員協 議会と社会福祉協議会に提供。
民生委員協議会	65歳以上全員の名簿を管理。日常的に安否に関する情報の収集。

③ 緊急性があり、安否確認が困難な場合は、市長は職員に、対象者宅に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができることにしました。

#### 適切な基礎自治体の規模とは

先ほども述べたけれども、地域主権の時代になってきて、次に大きなテーマとしてしばらく考えなければならない問題は、大都市問題ではないかなという気がする。東京都青ヶ島が人口197人、これも基礎自治体である。こんなに基礎自治体の規模は違うわけである。あるいは政令市で、一番小さい政令市が岡山市である。その岡山市の人口よりも鳥取県の人口のほうが少ないわけである。だから地域主権、基礎自治体優先と言いながら、実は政府のほうでも、その辺の地方自治のあるべき姿、まさに「国のかたちとコミュニティを考える市長の会」なのだけれども、そのコミュニティの規模というのは、あるがままにほったらかしにしているのではないか。このままで行くと、今19ある政令市はもっと増えるわけである。そんな状態でいいのか。

基礎自治体は、やはり首長の顔が見える規模が適切なのではないか。10万人、20万人、30万人でも構わないけれども、大体この規模ですよということで、行政が執行される。そのための1つのお手本的な形として、人口10万人の池田市、11の小学校。そうすると、例えば小学校の運動会、朝9時の開会式に行って、昼からの2時の最終演目までに、11の小学校だって全部市長が回れるわけである。それくらいが一番、基礎自治体の規模としてはいいのではないか。こういうことも、あわせて発信しながら、都市自治体のあるべき姿を訴えていくことができたらいいかなと思っている。

# 国民健康保険を都道府県単位に再編

ついでに、国民健康保険の問題についてもご報告しておきたい。 国民健康保険制度を見直して新たな保険制度をつくろう、都道府県 単位にしようということで、都道府県が保険者となることが望ましい という方向になりつつあるようだが、都道府県の中での抵抗は今なおきついと聞いている。ただ、大阪では橋下知事を先頭に府内が一丸となって、大阪府を保険者とすることができるような形で決議を取りつけることができた。京都でも山田知事が大変熱心にお取り組みだと伺っているが、残念ながら京都市がそこに取り組んでおられないと伺っている。大阪の場合は、大阪市を含めて43市町村が一丸となって、できれば大阪府に保険者になって欲しいとしている。ただ現在、800億円近い大きな赤字を抱えているので、その赤字の清算については、これは最適な起債発行も含めてだが、それぞれの責任において処理はするけれども、これからの保険のあり方については都道府県を保険者とするべきだということについて、橋下知事も快くご了承をいただいて、そういう決議をし、先日も厚生労働省に要望に行ったところである。

ご承知のとおり、国民健康保険法の第3条に、保険者は市町村とする旨が書かれているので、保険者は都道府県または市町村とすると変えてくれないかなと。都道府県とするとまた抵抗があるだろうから、とりあえず第1ステージとして、都道府県が保険者となることもできるとすることによって、これから問題がどんどん大きくなってくる高齢者に対する保険医療体制の整備にも役立つのではないかと思っている。

# 老人クラブをどうするか

もう一つは、老人クラブである。65歳以上人口は約2万2,000人なのだが、老人クラブ加入者が4,000人を切った。これも1つの大きな問題で、何か老人クラブに入るための手だてでおもしろい話があったら、皆さんからお聞かせいただいたらありがたいなと思っている。まず名前から変えようということで、老人クラブの連合会は「友愛クラブ連合会」と名前を変えた。「老人クラブ」では老人っぽいから入らない。

だから友愛クラブにした。

たまたま、市内に大衆演劇の劇場が2軒できた。駅前にあった呉服座という劇場が、今度は「池田呉服座」という大衆演劇の劇場として復活した。入場料、木戸銭は1,900円なのだが、池田市民割引で1,600円。それに加えて、池田市の友愛クラブ連合会に入っている人は、会員証を見せたらあと100円割引してくれる。それによって会員数を増やそうかということをチャレンジされているようだが、なかなか増える気配はないようである。この際、老人クラブの活動、あるいは老人クラブの会員さんの増強等について、いいお話があればお聞かせいただきたいということをお願い申し上げて、私のほうのご報告を終わらせていただく。

#### 池田市高齢者安否確認に関する条例について(解説)

池田市総合政策部長 徳重 覚

#### 1. 条例制定の背景

(条例制定のきっかけとなった社会背景)

昨年夏、全国各地で所在不明の高齢者が相次いで発覚した。これには様々な要因があると思われるが、価値観や生き方の多様化、プライバシー意識の高まり等による高齢者の一人世帯の増加やコミュニティのあり方の変容も背景の一つになっていると考えられる。

これを受けて池田市では、高齢者が安全で安心に暮らせる社会実現のために、定期的に高齢者の安否確認を行うことは基礎自治体の責務であることを明確にし、自治体に課された役割の一つとして位置づけるべきと考え、安否確認を行うための条例の検討を開始するに至った。(現行の制度と課題)

なお、池田市では、従来より見守り活動として 75 歳以上の高齢者を民生委員が訪問していた。しかし、対象者は事前に同意した者に限られており、全体の1割程度であった。

また、社会福祉法人池田市社会福祉協議会(以下「社協」)では、 小地域ネットワーク事業として希望者へのヤクルト配付に併せて見守り活動を行ってきたが、昨年6月で終了し、新たな見守り策を思案中であった。

## 2. 条例制定の経緯

(昨年夏の対応等)

池田市では高齢者所在不明問題の顕在化を受けて、昨年8月に100

歳以上の高齢者39名について確認調査を行い、38名が介護保険等の利用実績により、残る1名については市職員の訪問により生存が確認された。しかし、さらに90歳以上の965名についても調査を進めたところ、4名の所在が確認できない結果となった。

折りしも9月8日に開会した池田市9月議会においても多数質問が 出された。その中で、高齢者の安否確認を制度化する決意を表した市 長答弁が行われた。

#### (12 月議会での成立)

条例案は 10 月 19 日からのパブリックコメントを踏まえ 12 月議会 に上程された。本会議では対象年齢を 65 歳以上ではなく 75 歳以上と すること等の修正動議が提出されたが賛成少数で否決され、その後、全会一致で原案可決となった。

#### 3. 条例の具体的な内容

(目的等)

上記経緯により成立した池田市高齢者安否確認に関する条例(平成22年条例第30号)第1条では、高齢者が安全で安心に暮らせる社会を目的とする旨が掲げられている。

なお、可能な限り早い制度化が求められていたことと準備に要する 期間を勘案して、平成23年1月1日からの施行とした。

# (対象)

対象者は市内に住所を有する 65 歳以上の者とした。これは、老人福祉法 (昭和 38 年法律第 133 号) や高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 (平成 17 年法律第 124 号。以下「高齢者虐待防止法」) において対象となる高齢者等を 65 歳以上としていること等を踏まえたものである。

# (具体的な安否確認方法)

安否確認は、条例第3条で「安否確認団体」と規定した池田市民生 委員児童委員協議会及び社協が市長から提供される名簿により行い、 その結果を市長に報告することとした。

具体的な安否確認の方法は、必ずしも安否確認団体が直接面会する場合に限定せず、公職や民間、NPO等での活動により生存していることが周知の事実である場合等も含むこととした。これは、居住地への訪問による確認に限定することが高齢者へ心理的に負担をかける恐れがあるため、また、実際に確認を行う者にも過度な負担とならないようにするためである。

また、上記 2 団体を実施主体としたのは、本市の基本方針である 「市と市民の協働」というテーマのもと、市民の自主的・自立的なま ちづくりへの参画が、暮らしやすく、個性豊かで活力に満ちた地域社 会の実現に資するとの考えからである。

以上のほか、条例では規則への委任規定を設け(6条)、調査回数を4月、10月の年2回とすることや安否確認用の名簿の作成やその取扱いについて規則で規定した。

# (個人情報保護の観点)

本条例を制度化するにあたり大きな論点の一つとして、個人情報保護の問題があった。そのため、民生委員法において守秘義務の課されている民生委員に本来業務として担わせることとし、社協については市の委託業務として行わせることで池田市個人情報保護条例の対象とすることとした。

また安否確認のため提供される名簿は、高齢者を特定するため最低 限必要となる氏名・住所・生年月日・性別のみを記載して作成することとした。

# (立入調査)

もう一つの論点としては安否確認の実効性をどう担保するかという

問題であった。そのため、必要に応じて市長が市の職員をして住所等 に立入調査を行う権限を付与することとした。

ただし、安否確認を行うために制定され、あくまで犯罪捜査等の目的ではなく高齢者本人の利益に資することを目的としている本条例の性質上、立入調査に対する受忍義務までは規定しないこととし、強制力を伴う罰則は盛り込まないこととした。これは、家族等による明確な調査拒否の意思が示された場合には、高齢者虐待防止法の立入調査等の他制度の対象となる可能性があると考えたためである。

#### 4. 最後に

(高齢者所在不明問題にみる基礎自治体の役割)

本条例を定めるきっかけとなった高齢者所在不明問題にあたって、池田市としては、問題の発生とともに職員が訪問等の実地調査を行うことで市民に関する情報の把握をできるだけ素早く行うこととした。これは、市民に関する情報を把握することは基礎自治体の事務とされている住民基本台帳制度を適切に管理・運用し、ひいては市民への行政サービスの提供を円滑に行うことにつながると考え、迅速な対応が重要と捉えていたためである。また、本問題を通じて、市民が安全で安心に暮らせる社会実現のために、基礎自治体の積極的な関与の姿勢が一定程度期待されていることも明らかになっており、基礎自治体の役割を再考する一助となったと考えている。

#### 池田市高齢者安否確認に関する条例

(目的)

第1条この条例は、高齢者の安否確認の実施に関し、その基本的事項を定め、もって高齢者が安全で安心に暮らせる社会の実現に資することを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各 号に定めるところによる。
  - (1) 高齢者 市の区域内に住所を有する65歳以上の者をいう。
  - (2) 名簿 氏名、住所、生年月日及び性別が記載されたものをいう。 (高齢者の安否確認等)
- 第3条 池田市民生委員児童委員協議会及び社会福祉法人池田市社会 福祉協議会(以下「安否確認団体」という。)は、相互に連携協力 しながら高齢者の安否確認を行い、その結果を市長に報告するもの とする。
- 2 市長は、前項の安否確認の実施に当たり、それに資する高齢者に 係る名簿を作成し、安否確認団体に提供するものとする。

(安否確認団体の注意義務)

第4条 安否確認団体は、善良な管理者の注意をもって、前条第2項 の規定により提供を受けた名簿を利用し、安否確認を実施しなけれ ばならない。

(立入調査等)

- 第5条 市長は、第3条第1項の規定による報告により特に必要があると認める高齢者について、当該職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。
- 2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、

当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な 事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成23年1月1日から施行する。

## (3) 問題提起 宮路高光 日置市長



当市は鹿児島県日置市という地方の過疎地である。先ほどの池田市長さんのお話では、高齢者に関するすばらしい条例等の策定に励んでいて、大変勉強になった。この池田市は人口約10万という基礎自治体。私のところは平成17年に合併しており、面積が253km²と割に大きな面積だが、人口は5万という大変小さな基礎自治体である。高齢化率においても28.5%、つまり約30%がもう高齢者であり、大変高齢化率の高い市である。高齢者福祉のあり方ということで、いろいろなことに取り組んでいるわけだが、まだまだ大変大きな課題もあると思っている。

ところで、コミュニティのあり方は、基礎自治体の面積と人口の両面で考えなければならないのではないか。人口だけであり方を考えるのは難しい。地方では特に、そのような実態も浮き彫りになるのではないかと思う。

#### 「高齢者福祉のあり方」について

#### 日置市の概要

本市は、県都鹿児島市に隣接しており、日常生活においても鹿児島市と深い つながりがあります。また南九州西回り自動車道の伊集院および美山インター チェンジが開設され、周辺の道路整備も徐々に進んできています。

また、壮大でロマンに満ちた歴史的、文化的遺産に加え、白砂青松の日本三 大砂丘「吹上浜」や東シナ海、さらには優れた泉質を誇る温泉など、古の情緒 と安らぎに満ちた貴重な資源を数多く抱えています。

このため、これらの恵まれた資源を活用し、市民が心身ともに健やかに過ごせるまちづくりを目指すとともに、集客力の向上を図り、魅力ある観光地づくりを進めています。

日置市の人口及び高齢化率の推移(合併時との比較)

平成17年 5月 53,427人 (22,173世帯)

高齡化率 (65歳以上) 27.41 高齡化率 (75歳以上) 14.66

平成 22 年 10 月 51,672 人 (22,548 世帯)

高齡化率 (65 歲以上) 28.55 (+1.14)

高齢化率 (75歳以上) 16.73 (+2.07)

#### 日置市の高齢者福祉の課題

市民の3人に1人が65歳以上の高齢者という現状を踏まえ、加齢を要因と した要介護者が増加するものと予想され、高齢者ができる限り要介護状態に陥 らないように、介護予防の充実が求められています。

将来の一層の高齢化に対応するため、各種施設の整備充実を図ることはもち ろん、だれもが住み慣れた地域で必要なサービスを受けられるよう、在宅福祉 にも積極的に取り組む必要があります。

このうち介護保険については、必要なサービスを確実に受けられるように、 積極的な情報提供を行うとともに、地域包括支援センターにおいては、介護予 防推進にあたり、特定・一般高齢者施策及び認知症の予防支援の充実を図り、 高齢者が地域で安心して暮らせるための総合相談窓口としての機能を強化す るとともに、権利擁護および虐待の予防・早期発見に努めています。

高齢者福祉については、高齢者ニーズの把握に努めながら、公的な在宅サービスの充実を図るとともに、介護保険サービスの隙間を埋めるボランティア等の組織化や地域における保健福祉システムの充実を図る必要があります。

#### 日置市の高齢者福祉施策

人口減少と高齢化が年々進む状況にあることから、地域での見守り活動の充 実が必要とされている。民生委員や「在宅福祉アドバイザー」による巡回訪問 等で安否確認や声かけを行い、福祉サービスの利用などの助言や申請の手助け をしています。

また、はり・きゅう施術助成、「食」の自立支援事業、高齢者クラブへの助成 などにより、できるだけ住み慣れた地域での生活への支援や高齢者のいきがい づくりを進め、元気高齢者の育成による介護予防にも力をいれています。

介護保険の要介護認定者数は、毎年増加してきており、本年8月で3,068人となり、高齢者数に対する割合は、20.76%を占めています。

このように高齢者の5人にひとりが要介護認定を受けている状況となっていることから、日置市では、国庫補助事業である地域支援事業の一般高齢者施策事業を活用して、「高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていただく」ことを基本にして、家を出て、体も心もリフレッシュしていだだくことがもっとも大切なことであると考えるところです。

今回は、自治会等を単位として事業を行っている「ふれあい・いきいきサロン運営事業」を御紹介します。

高齢者の社会参加を目的に、一番身近な自治公民館等で顔なじみの皆さんとお茶を飲みながら話をしたり、軽い運動をしたり、ビデオを鑑賞したり、温泉に行ったりして楽しい一時を過ごすサロンを開催しています。

現在、134の団体で取り組んでいただいておりますが、全ての自治会のうち、 68%の実施状況となっていますので、今後100%を目指して、より参加しやすい 身近な「ふれあい・いきいきサロン」の運営を目指して取り組んでまいりたい と考えているところです。

最後に鹿児島県の高齢化率は、他県と比べますと 10 年先に進んでいます。高 齢化率と比例して要介護認定者数も増加していくことがごく自然なことになり ますが、一日でも長く住み慣れた地域で、元気に楽しく暮らしていただくため に、これからも充実した施策を考えてまいる所存です。

## 所在不明高齢者問題と戸籍の整理

8月には高齢者の安否について大きく報じられたわけだが、私のところの地方でも同じようなことがあった。当市でも88歳になると敬老券を配っているのだが、その中で4名ほどそのような方が実際出てきて、職員に手分けさせて調べさせたところ、結果的には住所と所在等が全部一致した。

その中で、この住民票や戸籍について、私のところには戸籍上、百二十何歳の方がまだ生存している。これについても今後、戸籍法の問題も含めて整理していかなければならないのではないかと痛感した次第である。特に65年前の「戦争の後遺症」というと少しおかしいかもしれないが、地域によっては、戸籍から除籍に移っておらず原戸籍に残っている、そういう処理がされていない地域がたくさんある。このあたりもまた整理を法務局と一緒にしていかなければならない。住民票よりも戸籍の整理が大変大きな問題になったので、今後進めていきたいと思っている。

# 自治会の統廃合と加入率

高齢者の安否の問題において、池田市では安否条例を制定するということだった。私どもの日置市は、人口約5万のうち65歳以上の方が約30%、1万5~6千人という大変高齢化率の高い地域である。ここにおける高齢者のあり方ということだが、特に私どもはそれぞれの自治会を中心としたコミュニティの中でやっていかなければならない。この大きなポイントとして、10人以下の自治会もある一方、多いところは1つの自治会で500世帯という大変ばらつきがあった。そういう中において、ある程度自治会統合の奨励金を課し、5年間で270余から現在178自治会に、約100統合させていただいた。このように、ある程度の基礎自治体をつくるには、自治会についても整理をしていかなければ

ならない。

また、自治会で一番困っているのは、住民が自治会に入っているのか、入っていないのか。この加入率というのも大きな課題であるが、当市ではおかげさまで約90%余が自治会に入っており、100%という自治会も数多くある。この自治会にそれぞれ住民の皆様方の意識で、入っているか入っていないかということも大きなポイントになろうかと思っている。

## 「福祉近隣ネットワーク」と「いきいきサロン」

そのような中、私ども日置市での高齢者福祉のあり方として、自治会単位にアドバイスや安否確認などを行う「福祉近隣ネットワーク」 という組織をつくった。自治会内には民生委員もいるわけだが、それ とは別にそのような方々を選任しながら、展開している。

また、特にデイサービスなど介護系の施策もなどいろいろとあるわけだが、私ども日置市においては、自治会単位で「いきいきサロン」というものを立ち上げた。これは月に1回、そこの自治会に集まっていただいて、特に民生委員やアドバイザーの方などが中心になって、身軽に歩いて行けるところということで行っている。デイサービスの場合、施設等にみんな車で送迎するが、そういうことではなく、自治会の公民館のほうへみんなに集まっていただきたいという趣旨である。

自治会単位にそのような高齢者の皆様方が月に1回みんな集まって、1時間か2時間程度、お茶を飲みながらいろんな世間話をする。そこではまた私ども行政としても、保険証を発券して、血圧をはかったり、そういうものもやっていく。私どもの場合、一人一人も若干の助成ということで、1回につき5,000円、12回で最高6万円の助成をしている。先ほども述べたように、どうしても小さい自治会、大きな自治会があるので、いきいきサロンについては月に1回、大きなところは5,000円、

30人以下は4,000円の助成をし、茶話会等をやりながら、高齢者の皆様 方の安否確認を含めて、今この事業を展開しているところである。170 ぐらいの自治会のうち、約120でこのいきいきサロンができたが、まだ 70%ということで、できれば100%の自治会で展開したい。

### 介護予防の重要性

また、介護予防においても、特に私どもの市では保健師等が中心になって、「元気もりもり健康教室」という高齢者健康教室も行っている。これは、自治会は約170あるが、地区で小学校区ごとに地区館というか、そういうコミュニティの館を持っており、そこに集まっていただいて、健康づくりをやっているというものである。

# 「食」の自立支援事業(配食サービス)

また、食等においては、大変田舎というか、高齢化が進んでいるが、店もないというところにお住まいの元気な高齢者がいるということで、市が中心となって1食400円で昼と夜だけ給食サービスもやらせてもらっている。1食400円しかもらえないので、人件費も大体市のほうで持たなければならない。1食つくるのに約800円はかかるわけだが、半分ぐらいは市のほうで助成し、これも安否確認の1つとして実施している。田舎なので、約10キロ以上歩かなければお店がない地域もあり、合併した旧4町ごとにそういう地域で配送できるところにお願いをしてやっている。

# 高齢者クラブの育成

それとあと1つ、老人クラブについて、私どものほうも「高齢者クラブ」というのがあるが、この加入率で今、池田市長さんは大変苦労されておるようであるけれども、私ども現在約1万6,000人のうち

5,000人が加入している。クラブ数は約100クラブある。こういうクラブで約30名以上の場合は県の助成金が出るけれども、30名以下は助成金がないわけである。先ほど述べたとおり、今自治会が約170あるわけだが、そのうち20戸とか30戸というのが2つか3つあり、1つの高齢者クラブの単位をつくっているけれども、会員数が30名を切ってしまう。そういう場合については助成金がないということなので、どうしても10人以上ぐらいの小さな高齢者クラブには、若干、市の単独でも助成金を支給していかなければ、この育成というのは難しいのかなと考えている。

### 介護保険の広域化

介護保険等についてもいろいろとあると思うが、特に介護保険は、第2期介護保険制度において、包括支援センター等もつくっているわけだが、やはり保険料の問題がある。それぞれ4,000円程度であるが、施設をつくっていけばいくほど、今の制度でいけば、介護保険料が上がってくる。この問題をどうにかやっていかなければならないのではないか。高齢者福祉と介護保険制度というのはもう切っても切れない1つの制度であろうと思っているので、国としても、今の施設型になればなるほど介護保険料が高くなっていくのは事実であるが、利用する方々に対しての便を期しているという部分もあるので施設をつくっていかなければならない。私どもの市は田舎だけれども、特別老人ホームも1つの施設で40人ぐらいの待ちがあり、すぐには入れない。入れないからと、施設をつくればつくるほど、介護保険が1号保険者にもかかってくる。介護保険制度や国民健康保険を、県か広域連合かわからないが、なるべく県全体で運営ができるよう、私どももまた呼びかけをしていくべきではないかなと思っている。

以上を私の問題提起としたい。

# 日置市の介護予防教室

# 高齢者健康教室(元気もりもり健康教室)





# (4) 意見交換



- 約10年前から各コミュニティ単位で、各地区のコミュニティ推進 プランの策定を開始し、平成の合併をして28地区あるが、やっと全地 域がコミュニティ推進プランをつくり、その推進を図っている。
- 高齢者の方々から一番要望があるのは、例えば敬老会等で各地域の名簿をつくることによって、自分の友人というか、仲間意識を確認したいというものである。個人情報との関係で、名簿づくりにはそれぞれの同意が必要ということで、取り組めないというところがある。条例化は名簿作成にも有効かと思う。
- (池田市長) 名簿の問題だが、条例上は全戸の安否確認の実施に 当たり、それに資する高齢者にかかわる名簿を作成し、民生委員協議

会等に提供するものである。条例に、民協、社協にお渡しをするということを規定しているので、個人情報保護条例とは抵触しない。ただし目的外に使ってはいけない。

ある市では、安心名簿条例をつくっている。市が管理をするので、 一定の目的のために名簿を公開することができる、市が責任を持って やるから、余り名簿についてはナーバスになるな、という事例もある。

- シルバー人材センターで扱う就業は、法律で「臨時的かつ短期的」と条件づけされている。しかし、今は60歳過ぎても皆さんお元気だし、今の社会保障制度を考えると、臨時的かつ短期的なというのんびりしたことを言っていられない人が多い。シルバー人材センターへ行くよりも、ハローワークへ行かなきゃいけないという話になってしまっている。定年やシルバー人材センターの定義づけ、法律の条件、老人クラブというコンセプトそのものを一度見直すべきではないか。
- わが市では、シルバー人材センターは三、四年前まで福祉部の所管だったが、今は商工観光部に移管して、積極的に雇用のほうの意味合いを持たせた。
- 府から特例市並みの権限移譲が動き出して、10月1日にNPO法人の認可を自分の市でできるようになった。その第1号であるNPO法人の中心になっておられる方が70歳のご夫婦である。高齢化されたご夫婦だけが残っている団地が市内にはたくさんあるけれども、自分たちのことは自分たちでやっていこうとしており、二、三十人ぐらいのグループで、週に1回は弁当をつくって、希望されるところに配っている。また、自分たちの学習のために、月1回講師を招いて、いろいろ勉強している。

- 私の地元では100歳になった方に記念品を渡すのだが、最近驚いたのは、3件が5年以内に引っ越してきたお年寄りだった。団塊世代とその上ぐらいの人たちが、自分たちの地元には帰れないから、親を呼んでいる。全く地域と縁のない方々であり、その実態の把握に努めている。
- 高齢者のことを考えるときには、健康でお年を召している高齢者の問題と、どうしても介護が必要な方の問題を、分けて考えるべきだと思う。介護が必要な方が増えており、その対応に当たるのは基礎的な自治体である。我々としてどうするか、機会を改めてぜひ議論したい。
- 元気なお年寄りをどうするのか。老人クラブの加入者が減ってきているという話があった。個人的な話になってしまうが、私の母親は83歳になった。私の地域では、婦人会が一定年齢以上の方に配食サービスとしてちらし寿司を配るが、人の支援を受けるように見られること自身が気恥ずかしいから、断ってくれと母親が言う。元気なお年寄りに、老人クラブでも何でも活性化の担い手として頑張ってもらうためには、社会からの尊敬と歓迎というのがキーワードになる。
- これから大事なのは、住民の実態、実情を行政がどこまで知っているのかということである。それは住所や名前、年齢など形式的なものに加えて、その人の身体的な状況とか、家庭状況といったものも本当は把握しておかなければならないと思う。田舎のほうでは、昔は警察の駐在さんが1軒1軒訪問して、家族状況まである程度把握していた。そのことが今必要とは思わないが、基本的なデータとして把握した上で、必要に応じてそのデータを活用して、また民間の方に使って

もらうような仕組みをこれから考えていくべきだろう。

- 先日、地域のお祭りの中で、子どもたちを中心にミュージカルを やった。その時に一番驚いたのは、語り部役をやった年配の方に、私 は実はパーキンソン病ですと言われたことである。スタッフに聞くと、 寝たきりになるくらい体が弱っていたが、非常に元気になられて、セ リフも覚えて、子どもたちにも喜ばれて、役を果たされたという。年 齢に関係なく、希望を持って頑張ること、みんなで一緒に喜びを分か ち合う、共感するような場を持つことが大切だと改めて感じた。そう いった活動を支えながら、高齢者の施策や福祉、医療など、いろいろ なことをしていかなければいけない。
- 人間は1日に17分以上会話をしないと認知症になっていくという。 どこかの場でせめて10分か15分以上ぐらいの対話をしていく必要がある。テレビではだめで、人と話をしようとすると、嫌われないように しようとか、相手がどう思っているかとか、いろいろなことを分析を しながら、脳が動き出す。そして言葉を発する、理解をすることが認 知症予防に必ずつながっているそうである。その意味では、市の給食 サービスも大切なことだと感じた。
- 医療学会に出て話を聞いたところによると、今後日本社会はもっと長寿化していく。iPS細胞もそうだが、自分の細胞で新しい部位つくったり、蘇生もかなり可能になっていく。そこで、最大の問題は何かと言うと、寝たきりにならないことだそうである。倒れて、足腰を弱らせない。そのことを意識して行政も施策を打たないと、医療費も増大し、本人にとっても不幸であるし、家族にとっても大変であることを意識すべきである。

### (5) まとめ 綾宏 坂出市長

今日は高齢者福祉ということでのテーマだったが、皆さんが最初に 想像されたのは、介護とか、いわゆる社会的弱者のための福祉ではな かったかと思う。私は皆さんのご意見を聞いて、老人クラブ参加者な ど元気な高齢者の方々をどうするかも重要だと感じた。今までの「老 人クラブ」とか「シルバー人材センター」とか、決してわざわざ「高 齢者」だとか「老人」だとか言わなくていいのではないか。社会の一 員としていかに歩んでいくか。ある意味では概念自体を変えながら施 策を考えていく必要がある。

今回問題になったのは高齢者の安否確認であった。すべて市町村が やらなくてはならないが、市町村は住民に一番近いところにいるのに、 充分には把握できない。それをうまく把握していくための一つの方法 が倉田池田市長さんがおっしゃった条例化。坂出市では条例化せずに やってきたが、検討の余地があろうかと思う。これから本当にまさに 日本が世界のトップリーダーになって、高齢社会にどう対処していく か。

昭和38年8月に施行された老人福祉法が現在の高齢者福祉の大本になっているわけであるが、その第2条には「多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。」と書いてある。この原点に返って、我々市長は、高齢者の方々に住民の一人として生きがいをもっていただけるようにする。場合によっては条例等で状況をきちんと把握していく。個人情報という困難な壁もあるが、工夫していかねばならない。

拙い司会で恐縮だったが、これでまとめにさせていただきたい。ど うもご協力、ありがとうございました。

# テーマ2

# コミュニティの活性化

### 3. コミュニティの活性化

# (1)進行 細江茂光 岐阜市長



2つ目のテーマはコミュニティの活性化ということだが、実はコミュニティの活性化と高齢者問題というのは密接に関連している。つまり、コミュニティそのものの構成要因である住民の高齢化が進んでいること、現役世代の経済状況が大変厳しいためお仕事等で忙しく、コミュニティを支える人たちがどうしても高齢者になりがちだということである。

今日は3人の市長さんからまず問題提起をいただきたい。いなべ市 の日沖市長、それから大阪狭山市の吉田市長、南相馬市の桜井市長の 順番で問題提起をしていただきたいと思う。

# (2) 問題提起 日沖 靖 いなべ市長



三重県いなべ市は、四日市市のちょうど北に当たる。名古屋市の通 勤圏内で、県境域も含めた5万人弱のまちである。

先ほど、高齢者とコミュニティの話題が出た。やはり地域が支え、 元気で長生き、そして孤立化しないように、といういろいろ話題があった。それを子育てという切り口で少しお話をさせていただけたらと 思う。

# 子育てと地域の関わり

いなべ市長 日沖 靖

課題: 孤立化する子育て (資料 p1~5)

多くの人が関わって育った子どもほど、大人になって家庭を持ち、次の世代を育みたいと願う傾向が強い。

子育ての孤立化を防止することは、母子のケアのみならず、孫の世代の育成事業でもある。

取組: 地域を巻き込んだ子育て支援 (資料 いなべ市の子育で支援)

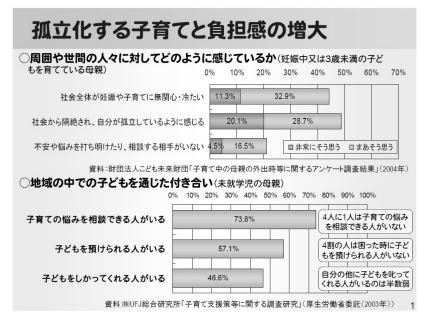
出産前から3歳までの間に、保健師や保育士、サポーター(子育て応援団)等、様々な人たちが接触する。

全ての母子を対象とした、切れ目のない支援。

	内容と目的	課題
個別指導	定期的な戸別訪問 母子の健康や家庭環境の把握	保健師、保育士の限界
	子育て支援センター: 0~2歳児の親子が自由に参加できる集い(常設)	拠点数の限界
拠点支援	出前ひろば:支援センターが母子の近くに出向き、野外での交流 (2回/月)	(中学校区に1~2ヶ所)
	親同士や地域のサポーター(子育て応援団)との交流	サポーターの育成
自主活動	地域の公民館で子育て応援団が自主的に母子と交流。(1/119 自治会)	リーダーの育成

### アンケートに見る「孤立化する子育てと負担感の増大」

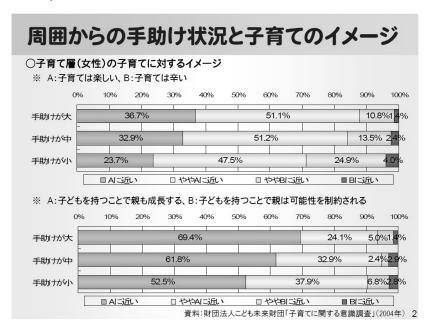
子育てについても孤立化の傾向がある。「孤立化する子育てと負担感の増大」は、妊娠中または3歳未満の子どもを持っておられるお母さんへのアンケートである。お母さん自身が周囲や世間の人々に対してどのように感じているのかという質問に対して、やはり世間は社会全体が妊娠や子育てに対して無関心で冷たいと感じておられるお母さんが約45%もある。そして、社会から隔絶され、自分が孤立化しているように感じるという人が半数もいる。そして、不安や悩みを打ち明けたり、相談したりする相手がいないという方も2割を超えているという状況である。



そして、地域の中での子どもを通じた付き合いの状況だが、子育ての悩みを相談する人がいるという方が74%だから、逆に見ると4人に1人は子育ての悩みを相談する人がいないという現状である。4割の

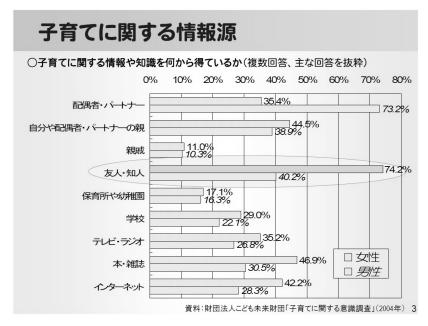
人が、何かあってちょっと預けたいというとき、困ったときに子ども を預けられない状態にあるというのが現状である。子どもをしかって くれる人がいるのは半数弱で、ほとんどがしかってくれる人がいない 状況なのである。しつけの問題もそうである。

「周囲からの手助け状況と子育てのイメージ」では、子育て層のお母さん方に対して、周囲の皆さんから支援、手助けを多く得られているお母さんは、子育ては楽しいんだという認識になるのだが、手助けが少ないお母さん方はやはり子育てがつらくなる。孤立化しているお母さんにとっては、子育ては非常に苦痛であるというのが如実に表れてくる。



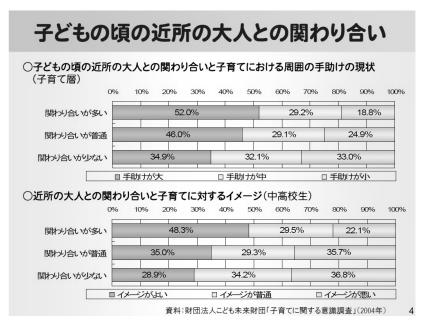
子どもを持つことで親も成長できると感じているか。それとも子どもを持つことで、自分が制約されているという認識を持つかどうか。 これも、手助けが多いお母さん方については、親も一緒に成長できる という肯定的な意見が多いのだが、手助けが少ないお母さん方は、自 分の可能性自体がどんどんなくなっていく。

子育てに関する情報源、要はお母さん方やお父さん方がだれから子育てに関する情報を得るか。今、テレビ、ラジオ、書籍もいっぱい出ている。しかし、一番多いのが口コミで、友人や知人から情報を得ている。その口コミで聞いたお母さんの情報を、配偶者・パートナーから男性は情報を得ている。要は、男性は何も本を見たりしない。要は奥方から情報を得ているだけというのが現状である。



子どもの頃の近所の大人との関わり方については、現状手助けが多いと感じている人は、子どものころにも関わり合いが多かったとしている。だから、関わり合って育ったお母さん方は、よりまた親の世代との関わり方が多くなる。近所の大人との関わり合いと子育てについては、周囲の大人と関わり合って育った中高生については子育てに関

するイメージが非常にいい。しかし、中高生のとき、自分が小学校、 中学校を経て、周囲の大人とあまり関わってこなかった、そういうお 子さんにとっては、子育てのイメージは悪い。



そういうことを総合すると、次世代を育む環境として、周囲からの 支援を多く得られている方が子育てに肯定的なイメージを持っておら れる。そして、子育てに関する知識や情報の最大の情報源は友人や知 人である。子どものころに多くの大人と関わりを持って育った方が周 囲からの支援を多く得て子育てをしている。多くの大人と関わりを持 っている中高生ほど、子育てに肯定的なイメージを持っている。した がって、「子育ては地域ぐるみで」とよく言われるが、子育てそのも のを地域ぐるみでやらないと、もう子どもをつくらなくなる。次世代 の育成という意味では、やはり若い、特にお母さんが子育てについて 非常にマイナスのイメージを持ってしまうという現状が、如実に統計 的に表れてきていると思う。

だから、多くの人と関わり育った子どもほど、大人になって家庭を持ち、次の世代を育みたいという傾向が強い。子育ての孤立化を防止するということは、その母子のケアのみならず、孫の世代、次の世代に影響するので、地域ぐるみで行うことが非常に重要になってくる。

# 次世代を育む循環

- ◆ 周囲からの支援を多く得られている人の方が 子育てに肯定的なイメージをもっている
- ◆子育でに関する知識や情報の最大の情報源は「友人・知人」
- ◆ 子どもの頃に多くの大人と関わりを持って育った人の方が周囲からの支援を多く得て子育てをしている
- ◆ 多くの大人と関わりを持っている中高校生ほど 子育てに肯定的なイメージをもっている

5

# 地域ぐるみの子育て支援

そして、次に取組みについてだが、いなべ市としては、地域を巻き 込んだ子育て支援をしようということでやっている。その中でできる だけハイリスク等の母子を地域にデビューさせる。出産前から3歳の 間に、保健師や保育士、サポーター、ボランティアの皆さんなど、で きるだけ多くの人に接触してもらうように、すべての母子を対象とし た、そういう切れ目のないような支援が大切だということである。 その取組みの内容と目的だが、もちろん個別の指導は行っている。 それから定期的に戸別訪問して、母子の健康、家庭環境の把握。先ほどの高齢者も含めて、やはり把握は必要なのである。把握をして、問題を市役所として認識することがまず大切だと思う。そして、重篤な方は専門家に結びつける必要があるけれども、やはり全体として地域の中に地域デビューを図れるような、そういう、間に立つということが必要である。

具体的には2つあり、最終的には地域コミュニティをもう少し活性化して、自主活動まで持っていきたいのだが、そこへ行く前に、市役所が中心となって、ゼロから2歳を対象に「子育て支援センター」での拠点支援をまずさせていただいている。我々の市では3歳以上は皆保育なので、全員保育園へ行く。だから、ゼロから2歳の親子が自由に参加できる。そういったところに、「子育て応援団」と言っているが、サポーターのボランティアの人も入っていただいて、そしてお母さん、特にお父さんも含めて地域デビューしていただく。ただし、中学校区に1つか2つの支援センターしかできない。これはマンパワーの問題。だから、常設から遠いところには出向いていって、「出前ひろば」と呼んでいるけれども、そういった活動をさせていただいている。

そして親御さん同士、そうしたサポーターとの交流をする。そして、 最終的には地域の中で、公民館なんかを利用していただいて、地域で 子育てができないかなと考えている。つまり地域コミュニティを子育 てという切り口で達成できたらということでやっているけれども、ま だ119自治会の中でできたのは1つだけである。やはりリーダーである。 先ほど老人クラブのいろいろな問題が出てきたが、我々の問題はリー ダーである。助けてと言われたら助けに行くという方は、アンケート でも8割方の方は助けにいくと言う。けれども、自分が率先をして、 何かを立ち上げようという方は非常に少ない。だから老人クラブ連合会でも会長職はやりたくない。サポートはするけれども、会長はやりたくないので、なかなか大きくならない。

子育てについてもそうである。トップになって私がこれをリードするよ、という方がなかなか見つかりにくい。けれども、何か手伝ってと言われたら手伝うよという人がほとんどなのである。だから、そういう人を巻き込んだ形で、とりあえずは子育て応援団という形で、保育所ないし子育て支援センターに来ていただく。そして、その中でリーダーができたところから自主活動に持っていけたら、という活動をしている。

ちなみに、自治会の加入率は75%である。この5年間で5ポイント下がった。工場労働者などのアパート群もあるので、自治会加入率は下がっている。けれども、老人会を中心に健康啓発という形では、自主活動に近い。「元気リーダーさん」と呼んでいるのだが、そういうところが40カ所できた。119自治会のうちの40自治会が自主活動、要は自分らで週に1回か2回、「皆さんで元気体操しましょう」という、「元気づくり」と呼んでいるが、そういう活動は出てきた。防災についても自主防災組織ができている。

けれども、子育てについてはなかなか難しいもので、まだ1カ所しかできていないけれども、いろいろな切り口で地域のボランティアを募り、そしてそれが地域コミュニティの活性化につながればなということで取り組ませていただいている。

# (3) 問題提起 吉田友好 大阪狭山市長



大阪狭山市は人口5万8,000人、面積が11.8km $^2$ 、難波から25分ほどのところある、小さなまちである。

今、高齢化がどんどん進んできている。市全体では21.2%だけど、40年ほど前にできた狭山ニュータウンという地域は、高齢化率が非常に高い。しかし、その地域の高齢者の方々が、今から報告する内容の中心的な役割を果たしていただいており、まちづくりの担い手になっている方々である。

# まちづくり大学の設置

まず、「まちづくり大学受講者募集」をご覧いただきたい。これは 今6期目である。「まちづくり大学」というのは、「市民が起点のよ りよい大阪狭山市づくりのためには、市民が行政の現状を理解し、これからの課題を行政と共有した上で市民活動に取り組む」という考えから実施している。まずは市役所がどんな仕事をしているのかを知ってもらう。そして、「そういう仕事があれば、我々がやりましょう」、あるいは「お手伝いしましょう」、「もっと安上がりで、もっといい方法がありますよ」というような意見を市民からいただくために、このまちづくり大学を進めている。

講師は市役所の課長級職員である。当初は、なかなかうまく説明できず、聴いておられる方がわかりにくいということがあった。この大学は、市民活動支援センターというNPO法人が運営しており、企画段階からすべてお任せしている。大阪狭山アクティブエイジングという高齢者の方々で組織しているNPO法人であり、もともとサラリーマンの方たちが多い。会社の役員さんとか、管理職の経験者の方もおられ、そういった方々が職員を育てるという思いも込めて運営されている。私も、内にこもっている職員でなくて、もっと外に出ていき、市民の一緒に汗を流す職員になってほしいという思いがあった。最近では、職員自身が自信を持って講義できるようになったと言っている。

# 第6期 (22年度)

# 大阪狭山市市民活動支援センター

# まちづくり大学

# 受講者募集

新しい"まちづくり"は、市民参加による協働のまちづくりに変わりつつあります。 市民が起点のよりよい大阪狭山市づくりのためには、市民が行政の現状を理解し、これ からの課題を行政と共有した上で市民活動に取り組むことが必要です。

地域で活動する市民のために開講した"まちづくり大学"では、各分野の行政職員が 担当職務の現状とこれからを話し、受護者の皆さんと一緒に今後を考えます。

"まちづくり大学"は、平成 19年4月に第1期を開講、昨年までに第5期を終え 約150名の方々が修了されました。

引き続いて第6期受講者を募集いたします。既に市民活動に携わっておられる方も、 これから市民活動に参加しようとされる方も奮ってご参加くださいますようご案内 申しあげます。

● と き 平成22年6月12日(土)~12月11日(土)

講座は毎週土曜日の午前 施設見学は金曜日の午後 \*日時、講座内容などは裏面の日程表を参照ください

● ところ 市民活動支援センター(市役所南館2階)講堂他 (SAYAKA ホール南隣り)

\*施設見学は現地集合・解散

● 受講料 2.000円(施設見学バス代、資料代)

● 定員 40名(先着順)

● 申込み 5月1日(土)より5月31日(月)までに

市民活動支援センターへ

\*申込要領は次ページを参照ください

### ● 申込要領

(1) 申込方法

「氏名(ふりがな)」「郵便番号」「住所」「年令」「電話番号」 「市民活動経験など」をファックスまたはメールで申込みください

(2) 申込み先・問合せ先

大阪狭山市市民活動支援センター 〒589-0005 大阪狭山市狭山 1-862-5 (SAYAKA ホール南隣り)

FAX

Eメール

### (3) 受講受付

受付番号記載の"受付証"をお送りします 開講日にご持参ください

#### 講座の修了条件

(1) <講座の構成> <修了条件>
 ・必修 3講座 3講座受講
 ・一般 15講座
 ・公開 2講座 うち15講座以上受講
 ・見学 4講座

「必修3講座」と「一般、公開、見学の21講座のうち15講座以上」 出席の受講者を修了者として、市長より修了証書を授与します

#### (2)補講

(1) の修了証書授与条件を満たせなかった場合は、次期(23年度)に おいて不足分の補講により、通算で修了条件を満たし修了することができます

### まちづくり大学

平成19年4月から開始 (開講)

(基本的に毎週土曜日の午前9時30分から・1講座90分授業)

主催:市民活動支援センター

(NPO法人大阪狭山アクティブエイジングが市からの補助事業として実施)

キーワード:協働

特性: 生涯学習出前講座制度をベースとした市政に関する体系的な講座である。

効果:市民との協働によるまちづくりを進めるうえで、必要不可欠である相互理解と信頼関係の構築及び職員の意識改革と資質の向上につながっている。

	期間	講座数	定員	受講者数	修了者数
1期	19年4月~9月	25	30 人	41 人	24 人
2期	19年10月~19年2月	25	40 人	37 人	32 人
3期	20年4月~9月	26	40 人	30 人	28 人
4期	20年10月~21年3月	26	30 人	30人	32人
5期	21年6月~12月	25	40 人	40 人	31 人
6期	22年6月~12月	24	40 人	32 人	

※一定の単位取得者に大阪狭山市長から修了証書を授与する。

※期間内に修了できなかった受講者が補講により修了証書を受け取ることできるシステムを導入しているため、受講者数より増(アンダーライン)となっている。

その中身をまず見ていただきたい。「第6期 まちづくり大学 講 座日程表」のとおり、今年は7カ月間にわたって実施する。

1番目の6月に、「市民が起点のまちづくり」の講座。これは私が8年前、最初に市長に立候補したときの信条として挙げた言葉で、私が40分ほど講義する。そして、それから大学の先生とか、あるいは今言った市役所の課長やNPO法人の方とか、市民活動をしておられる方が講師になってお話することもある。

「まちづくり大学」の卒業生で組織するまちづくり研究会が、議会の活性化についての要望書を市議会議長あてに出した。市議会で「活性化特別委員会」を設置して、もっと議会の活性化を図ってくれという内容だ。あるいは私に対しては、もっと市民にわかりやすい方法で情報公開してほしいというような研究会からの提言もある。

# 第6期 まちづくり大学 講座日程表

	日 罷日)	時間	講座 🕟 講座名	講 座 內 容	摘 要	講師·担当部署等
6月	12	9:30~10:10	開講式 ①特別講義	市民が起点のまちづくり	必修	<ul><li>田友好大阪狭山市長</li></ul>
		10:10~11:00	オリエンテーション	まちづくり大学が目指すもの・受講要領・その他		市民活動支援センター
	19	13:30~15:00	②さやまの歴史	大阪狭山市の歴史(市史編さん、郷土資料を教材に)	一般	
		15:00~16:30	③狭山池	狭山池の成り立ちと役割「府立狭山池博物館見学」	見学	社会教育・スポーツ振興G
	26	9:30~11:00	④市民活動支援 セミナー①	これからの市民によるまちづくり~参画と協働	公開	帝塚山大学大学院教授 中川 幾郎氏 会場 SAYAKA コンペンションホール
	3	9:30~11:00	⑤行財政改革	行革と地方分権	一般	企画G
7月	10	9:30~11:00	⑥市民協働	福祉の公的サービスの溝に対する地域ネットワークの 必要体	必修	大阪府立大学准教授 小野 達也氏
	16 (金)	13:30~15:30	⑦上水道	上水道の仕組みと課題「浄水場見学」	見学	太満池浄水場 水道局施設 G
	24	9:30~11:00	⑧財政	大阪狭山市財政の特徴と今年度予算の概要	一般	財政G
	31	9:30~11:00	⑨市民自治①	市民の側から市民自治を進める上で必要な コーディネイトカの向上を目指して「グループワーク」	必修	近畿大学教授 久 隆浩氏
8 月	7	9:30~11:30	⑩前半まとめ	前半の受講を終わって 〜市民協働について①理解 ②どこで③どんな分野で 活動するか、などを班単位グループワークで話し合い	— 般	まちづくり研究会
9月	4	9:30~11:00	①議 会	市議会の仕組みと運営	一般	議会事務局
	11	9:30~11:30	(12)ごみ対策	ごみ処理とリサイクルの現状と課題(分別、減量対策)	一般	生活環境G
	17 (金)	13:00~17:00	(3)資源リサイクルと ごみ処理	資源リサイクル処理の仕組み「資源再生工場見学」 ごみ処理の仕組み「ごみ処理工場見学」	見学	資源再生工場(河南町) 南河内清掃工場(富田林)
	25	9:30~11:30	(4)防災、防犯	防災対策、自主防災組織、 防犯(地域防犯ステーション、青色パトロール)	一般	危機管理G 市民協働・生涯学習能進G
10月	2	9:30~11:00	⑤都市計画	大阪狭山市の都市計画 (都市計画の目的、都市計画区域、土地利用)	— 般	都市計画G
	8 (金)	13:30~15:30	16下水道	下水処理の仕組みと課題「下水処理場見学」	見学	さやま水みらいセンター 下水道G
	16	9:30~11:30	①公園と道路	公園管理、道路管理の現状とこれから	一 線型	公園緑地G、土木G
	23	9:30~11:30	18子育て、教育	子育て支援、学校と地域社会の現状とこれから	一般	こども育成室、学校教育G 社会教育・スポーツ振興G
	30	9:30~11:30	19福祉	地域福祉と高齢者福祉施策の現状とこれから 事例紹介:社会福祉協議会	一般	高齢介護G、福祉G、 社会福祉協議会
11 月	6	9:30~11:00	②市民活動	市民公益活動、NPOの現状とこれから	一般	市民協働·生涯学習推進G
	13	9:30~11:30	21 官民協働事業	指定管理者制度と業務委託制度の現状とこれから 事例紹介:熱年いきいき実行委員会	一般	企画G 熟年いきいき実行委員会
	20	9:30~11:30	22 市民自治②	新しいまちづくり活動(円卓会議と自治会) 事例紹介:南中円卓会議の取り組み	一般	市民協働·生涯学習能進G 南中円卓会議
	27	9:30~11:00	23 市民活動支援 セミナー②	円卓会議と行政~これからのまちづくり推進体制のあり方~	公開	近畿大学教授 久 隆浩氏会場 SAYAKA 大会議室
12 月	4	9:30~12:00	24 全間整約えて〜 まとめ	全講座を終わって ~これから自身が取り組む協働テーマについて~ テーマ別グループに分れて「グループワーク」	一般	まちづくり研究会
	11	9:30~10:00	修了式	市長挨拶 修了証書授与 他		市民活動支援センター
	11	10:00~12:00	00 まちづくり研究会 まちづくり研究会への入会案内			コルコロリリス1次 ピンクー

【自由参加】 市議会の傍聴(9月定例議会)

### まちづくり円卓会議の始動

11月20日の欄に「新しいまちづくり活動(円卓会議と自治会)」と いうのがある。この円卓会議というのは大阪狭山市が2年前につくっ たまちづくりの新しい手法であり、中学校区に500万円の予算の編成権 を与えるものだ。それぞれの中学校区の中で自治会の役員さんと、テ ーマ型で活動している活動家とが1つのテーブルで、地域の課題をあ ぶり出し、その課題を解決するためにはどういう方法で解決していく のか、そのためにこの500万円の予算をどう使っていくのか、というよ うなことを決めていく。これもほとんどは高齢者の方と女性の方であ る。ある中学校区では機関紙を年に4回発行して全戸配布している。 この中には、それぞれの自治会の活動状況や、子育てや高齢者など、 テーマ型で活動しているNPO法人やボランティア団体などの紹介もあ る。人物紹介という欄では、地域のユニークな方の紹介もしており、 自分たちで取り組む事業の呼びかけなども機関紙で行っている。また、 この中学校区では、近畿大学医学部附属病院という大きな病院が校区 内にあり、そこに向けての2km強の道路に花を植えたり、カフェサロ ンをつくって、障害者も高齢者も集うような場所をつくったりしてい る。この円卓会議の取組みにも、まずはまちづくり大学で基礎を勉強 していただくということである。

# まちづくり研究会の活動

次に、まちづくり研究会であるが、まちづくり大学を修了した方々が、それぞれの5つの分科会に分かれて、自分の得意とするところ、あるいは興味のあるところに入っていただき、その分科会で改めて自ら勉強し直す。そして、市に対する提言、あるいは自分たちで新たな取組みをしていただいている。環境関連の分科会では、ごみ減量をテーマにしたシンポジウム開催の中心的な役割を担っていただき、また

ごみ減量の推進リーダーも兼ねていただいている。

それから、自治防災関連の分科会では、分科会のメンバーが住宅用 火災警報器の普及に際し、業者と交渉をして大量に仕入れ格安で市民 に販売し、その普及を図っていただいた。あるいは、市内にあるホン ダテクニカルカレッジ関西校という専門学校にはオートバイや車など がたくさんある。またこの学校は全寮制なので、寮にはお風呂も食堂 もある。そこで、市民の方々が校長と面談し、市と災害時の応援協定 を結んで、いざというときには施設、設備を使わせてほしいという交 渉をしていただいた。また、スーパーマーケットへ行って、地震が起 こったら食べ物と水を販売せずにストップしてくれ、市がその品物を 自由に使えるように協定を結んでくれ、といった交渉もこの分科会の 皆さんがしていただいた。

### まちづくり研究会

- ○発 足:平成19年10月
- ○参加資格:まちづくり大学修了者
- ○目 的:①まちづくりに関する研究及び協働事業の企画・活動の具現化
  - ②市民協働の推進に必要な人材養成
  - ③市民協働を推進する市民活動団体に不足する人材の提供
  - ④親睦の場
- ○運営形態(役割分担)
  - ①研究会→自主運営(基本は分科会活動)
  - ②市民活動支援センター→運営支援(会議室の提供・運営費補助・広報支援・ 行政とのパイプ役・運営全般にわたる助言等)
  - ③行政→研究会からの協働事業提案に対する対応(助言・情報提供・協議等)

### ○分科会活動の現況

- (1)環境関連分科会=生活環境G:17人
  - 「ごみの減量」をめざした市民運動の展開
  - →大阪狭山市のごみ減量を考えるシンポジウムの開催
  - ・3R ("Re"duce・use・cycle) に関する市民意識の高揚策の検討
- (2) 自治·防災関連分科会:18 人
  - 火災警報器の設置普及活動(2,200世帯・4,400個設置)=消防本部
     →子ども見まもり用ベスト(500着)の寄贈=社会教育・スポーツ振興G
  - ・市内事業所等と市との災害発生時における救援活動に関する協定締結の仲介=危機 管理G
- (3) 福祉・介護関連分科会:7人
  - 介護活動の実態を知る=市内の病院等見学
- (4)人権・教育関連分科会:13人
  - 義務教育にかかる子ども向け課外教科メニューの提供
  - 三語の会「論語・英語・落語」の立ち上げ
  - ・小学校5、6年生向け英語教育サポート団体(NPO法人大阪狭山小学校英語活動 支援の会)設立=学校教育G

- (5) 都市計画·行財政関連分科会:18 人
  - ・情報公開度調査(他市との比較)=庶務G
  - 市民会議への参画
    - ○第4次総合計画の策定に関する会議=企画G
    - ○都市計画マスタープラン策定に関する会議=都市計画G
  - ・まちづくり円卓会議 (中学校区) への参画=市民協働・生涯学習推進G

### ○研究成果発表会

- (1) 内部発表会→研究会全員を対象とした各分科会活動に関する発表(年1回)
- (2) 研究テーマ別発表会→協働したい部署向けの発表(随時)
- (3) まちづくり大学修了者向け発表会→分科会への勧誘(年1回)
- ○分科会代表による運営委員会 (毎月1回)

それから、4番目の人権・教育関連の分科会については、来年4月から小学校5年生、6年生が英語必須になる。そのため、この分科会のメンバーに元中学校の英語の先生や英検の役員がおられ、その方たちが市民である元国際線のキャビンアテンダントや発音の先生など、英語を得意とする方々20人ほどで、NPO法人を立ち上げられ、来年から小学校の先生の補佐に回ることになった。もちろん、ALT、アドバイスランゲージサポーターという外国人、ネイティブのスピーカーが入るが、日本語をしゃべらない外国人と、小学校の先生で英語が苦手な先生もたくさんいるので、その間を取り持つなど、あくまでも担任の先生を主役にして、そのサポートをするという活動に入っていただく。NPO法人なので、市と協定を結び、事務の委託という形でやっていく。今年も既に9月から小学校に試しで入っていただいているし、夏には英語キャンプということで、30人ほど6年生を集め、英語だけで過ごすキャンプを楽しんでいる。そういったことも、このまちづくり研究会の中から出てきた。

それから、5番目に、都市計画・行財政関連の分科会では、都市計画マスタープランの策定時期に当たっているため、都市計画市民会議の中でも中心的な役割を担っていただいている。また、先ほど述べたように、地域の中でまちづくり円卓会議が課題解決を図っていくために、このまちづくり研究会の人たちに発言をしていただき、ここでも中心的な役割を担っていただいている。

将来的には、まちづくり研究会の人たちが、ヨーロッパで見られるような、行政を側面的に市民目線で見て、監視していく。そういったオンブズマン的な役割を担うことも考えられる。

いずれにせよ、地域のリーダー、市民活動のリーダーをつくるための基礎としてまちづくり大学を置き、そこからいろいろな活動に広げていっていただいているということである。中学校区のまちづくり円

卓会議についても、今は500万円の予算枠であるが、これからは1,000 万円、あるいはそれ以上にするなど、金額を増やしていこうと思っている。また、今の要綱施行を条例制定して、予算編成権に加え、自らが予算執行ができるように持っていきたいと思っている。

そのためには、この円卓会議がNPO法人の認証を受け、法人格を持っていただき、例えば、100円のボールペンを買うのも、市の場合は指名業者で買わなければならないが、NPO法人の認証が取れれば、交付金として渡して、百円均一ショップなどへ行ってさらに安いものを買えるなど、自由度が増すことで、経費の削減とやりがいを感じてもらえるのではないか。

このほか、円卓会議が、防災・防犯関係の活動や、がん対策で、が ん検診の受診率向上などのヘルス事業への取組みをしていただくなど、 まちづくり大学を卒業した人たちが、地域の中で自分に応じた市民活動をしていけるよう支援策をさらに拡大していきたいと思っている。

# (4)問題提起 桜井勝延 南相馬市長



コミュニティの活性化に関するテーマについて、我が市の取組みと 現状について報告をしながら、皆さまの意見をいただいていきたい。

まず、私がこのテーマに手を挙げた理由は、最初のテーマでもあったように、高齢化の問題が進展していることである。我が市が合併したのが平成18年1月1日であるが、旧原町市4万8,000人、小高町1万3,000人、鹿島町1万2,000人の1市2町の合併で、現在は7万1,000人ほどになっている。また、面積が400平方キロメートルで、そのうち森林面積が約半分を超えていて、地理的には仙台市といわき市のちょうど中間、太平洋に面しているまちである。

ご承知おきいただければ幸いであるが、我が市には、全国に誇れる お祭りとして、相馬野馬追祭りがある。全国でも1カ所しかないだろ うと思うが、500騎ほどの騎馬が毎年7月23日から3日間にわたってお祭りを展開しており、NHK等々でもご紹介いただいているところである。

# 地域懇談会の開催

さて、このようなまちにおいて、地域コミュニティの活性化と同時に再生に向けてどういうふうに取り組んでいかなければならないのかというのが、一番の問題点だろうと思う。現在、平均すると高齢化率が26%超であるが、街中の高齢化が非常に進んでいる。一般的には自治会と呼ばれているものを行政区と呼び、わが市では行政嘱託員を置いているが、原町区で101、小高区で39、鹿島区で40、合わせて180の行政区がある。まちの中での高齢化率の伸展が激しく、行政区によっては、39%を超えるような高齢化率になっている地区もある。我が市のような田舎町でさえ、昨年度高齢化率が高い地域において、孤独死が2件発生したことから、池田市長さんからもあったように、見守りをどうするのか、確認をどうするのかというのが、大きなテーマの1つになってきている。

郊外の農村部においては、それぞれの地域のつながりというのはまだ残されているが、街中であればあるほどアパート暮らしの人が増えてきており、ごみ問題等々に対する苦情もそういうところから発生しているというのが実態である。コミュニティの再生をいかに図っていくかということで、180行政区の中でそれぞれの地域をどういうふうに支えてもらうか、また同時に、具体的にどういった問題が地域ごとにあるのかを把握する意味から、私が地域に出向いて、各地域1カ所、2時間程度ずつの地域懇談会を開催している。最低でも年間50カ所ぐらいは回りたいと思っているが、今のところ35カ所回り、参加人数はそれぞれの地域によって違うが、直接800人ぐらいの住民と話し合いを

させていただいているところである。

高齢化に伴い、地域を支える上で、ともすると行政に頼りがちになる。例えば、市道の整備について、除草作業をどうするのかというときに、今までは本来であればその地域の中でやっていただいたのが、高齢化と同時に厳しくなってきて、市に頼りがちになっている。こういったなかで、どういうふうに参加していただいたらいいのかということを話し合うために、それぞれ自由なテーマで、地域ごとに懇談させていただいている。

#### 高齢化の現状

しかし、今、言葉としてはコミュニティの再生、活性化と言いなが ら、少子高齢化の流れには歯止めがかかっていない。人口構成のデー タをお示しすると、全体的なデータで申しわけないが、ゼロ歳から9 歳までが6.500人、10歳代が6.700人、20歳代が6.500人、30歳代が 8.800人、40歳代が7.800人、そして50歳代が1万500人、60歳代が1 万300人、70歳代が8,000人、80歳代が5,200人、90歳代が800人、100 歳以上が25人というような形になっていて、やはり50歳代以降の人間 が圧倒的に多くなってきているのが実態である。その中で、地域の 方々に、行政が今まで担ってきた部分を担っていただかなければなら ないという我々の思いと、一方で高齢化という現実からすると、それ を必ずしも地域で受け止められないという現実がある。ここをどうい うふうに今後、行政とマッチングしながら、また住民に納得してもら いながら、一緒に参加してもらうかというのが私の悩みである。我が 市では、市債が残高600億円程度あるが、こういうことを切り口にして、 財政再建を行っていかなくてはならない。それと同時に、今までどお りのやり方が既にできなくなりつつあるということを、懇談会の中で 私はいつも申し上げている。住民の方々からいただく要望、意見につ

いてはしっかりととらえてはいくが、どうしてもやらなければならない案件については、我々としては優先順位をしっかりつけながら、施策として展開していく。一方で、必ずしも今やらなければならない問題でないものについては、我慢していただく必要があるし、財政状況からしてもどうしてもできない問題については、できないと言わざるを得ない状況にあると思っているため、私から住民に言うのは常に厳しいということである。今後とも我々が行政を進めていくうえで、住民参加については自分たちができることは自分たちでやっていただくということが必要だろうと思う。

#### 「地域のかたち」と「国のかたち」の再検討を

合併の結果、当時900人ほどいた職員が、全体的には300人近く減ってきたため、行政の人材も減っている。これを若干名、嘱託の人材で補っている部分はあるとはいえ、行政の力はそれだけ減ってきているし、これまで行政が担っていた部分を、市民の方々の参加がなければ今後は担えないということを常に申し上げている。

こういうことから、今、我々に問われているのは、行政のスリム化も当然であるが、この「国のかたち」を変えなければならない時期に来ているのだろうと思う。そこで、住民の方々に、自分たちのまちの財政状況や、行政の情報についてしっかりお届けをして、そのうえで住民が考えるべきところを考えていただきながら、参加いただくという方向性に持っていかないとならない。従来どおり、人気とりの首長で、ある意味で「行政サービスをやります」ということだけで当選していくような形は、もう既に、とりわけ地方の中ではなくなってきているだろうと思う。「国のかたち」も変わってきて、我々にとっても、交付金のあり方がどうなのか、それぞれの補助金のあり方がどうなのかということも、重要な課題になってきているが、同時に我々のとこ

るでどうするのかというのが一番大きなテーマになっているのではないかと思う。その中で、高齢化を機に、先ほどテーマとして出たように、元気な高齢者をつくると同時に、医療と介護と福祉の関係について、もっと市民が担える部分を、行政に頼らない関係も含めて、どういうふうにつくり上げていくのかを、地域の市民とともに考え出さなければいけない時期なのかなと思っている。

これまでの議論から、多く参考になる意見をいただいているが、都市部の中でも高齢化は非常に大きな問題になっているのだろう。都市部が元気な高齢者をつくっていかなければならない問題と、地方の中で元気な高齢者をつくっていかなければならない問題は一緒だと思う。とりわけ農村部であると、農業をやってきた人たちに定年というのは正直なところない。国民年金しかないし、国民年金受給者が農業を担っているから、地方の農業、ひいてはこの日本の国が支えられているということを認識していただければありがたいと思う。

これが一気に崩れた場合に、日本の農業、食料の問題もかなり深刻な問題に直面するだろう。今その境に来つつあるのではないかということも含めて、地域再生、コミュニティ再生を積極的に図っていかなければならない時代である。それではどうする、ということを皆さんと意見交換しながら考えていきたいと思っている。

#### (5) 意見交換

- 親同士の交流を進めるため、プレイセンターを設置した。公民館を借りて、50万円ぐらいの子どもたちの遊ぶ道具を入れて、指導員を 1人置いて、近所の子育て中のお母さん、保育所にも預けていないお母さんたちに声をかけて来てもらっているが、わが市では3カ所しかできていない。というのは、共同で集団で子どもを育てるというのは、若いお母さんはなかなか不得手のようで、「家にいるほうがいい」ということで広がらない。
- (いなべ市長) まずは、健全な親子を誘うとよい。ハイリスクの親子もいらっしゃるが、その親子は健全な方に紛れて誘うのである。ハイリスクの方だけに声をかけると、「なぜ私だけ誘うの」ということになる。だから、本当に社交的で人当たりのいい方をまず誘っておいて、そしてハイリスクの方を、「あの人たちと一緒に過ごしませんか」と、クリスマス会や誕生日会など何でもいいから、声をかけてとにかく来させる。そして何かとつながりを持たせるということが大事だと思う。
- (いなべ市長) 出産前から就労までの各段階で、一番重視しているのは、お母さんの心のケア。すべての赤ちゃんを保健師という専門家が訪問している。子どもの健康状態を見にいくが、お母さんの健康状態も見る。育児ノイローゼにならないように。最近は児童虐待の事件が多い。無理心中みたいなケースもある。そうならないように、4歳になる前に6回ぐらい、何らかの形でコンタクトをとるようにしている。子育て支援センターに来ていただける方はまだいい。そういう方は健全だが、要はハイリスクの方は来ない。孤立化しているので。

これはもう追っかけていくしかないので、できるだけいろいろな方が 訪問して、地域に結びつけていけるようにできるといい。行政は、ハ イリスクな人を中心に見ていく必要がある。

○ (大阪狭山市長) NPO法人の市民活動支援センターは20人ぐらいで活動している。リタイアした方ばかりで、65歳を超えている。サラリーマンのOB、OGがほとんどである。まちづくり大学の定員を40人にしているのは、やはり少ない人数で、一人ひとりので顔が見えるところで、市の職員と市民が接したいという思いがある。これもNPO法人の方々からの発案をそのまま受け入れた。

支援センターの本来の仕事は、様々な市民活動をしている人の情報 を集約することである。そして、何かをしてみたいという人に対して、 「あなたの得意な分野、してみたい分野だったらこういうのがありま すよ、連絡先はここですよ」という情報を集約している。相談業務も 朝9時から夜10時までで、ほぼ年中無休である。市の機関から切り離 してはじめてできるようになった。

○ (大阪狭山市長) 市民活動支援センターは、私が市長に就任したときは、市の機構の中にあった。けれども、私は、市民が市民を支援する仕組みに変えるため、市役所の組織から切り離して業務委託することにした。NPO法人を持っていないボランティアのグループに業務委託という形で、彼らに任せた。そして、もっと自分たちの仲間やまちづくり活動をしたい人たちを増やしていきたいという彼らの思いがあって、まちづくり大学をやってみたいという支援センターからの訴えでこの大学ができ上がった。行政からつくってくれと頼んだものではない。

○ (大阪狭山市長) 3つの中学校区に地域担当職員がいて、その職員が会議に必ず出席する。例えば中学校区でコミュニティカフェ事業をする。その場合テナントを借りるので、その家賃、敷金、礼金。あるいは備品を揃える。これらを市の予算で組む。それを議会に提案をして、「何々中学校区でこういう事業をするのに、備品、敷金、こういうものがあります」ということを諮り、議決をもらって、執行していく。

ただし、まちづくり円卓会議がNPOの法人格をもてば、交付金として500万なら500万、1,000万なら1,000万を交付し、その中で監査を受けて決算をし、それをまた議会に報告するという、そういうやり方にやがては持っていきたい。

- (池田市長) 池田市は7,000万、住民税の1%、それを11の小学校区に割り振る。したがって、600万から700万の予算編成要望権を渡している。地域のコミュニティが700万の範囲で、「これをしたい、あれをしたい」と選択する。一応、財政課が査定をした上で予算編成する。総務費の中に地域分権費という項を設けて、そこに全部予算化をして、「教育ではこんなことをしたい」、「公園費の中ではこんなことをしたい」という要望を盛り込んでいく。
- 本市も小学校区単位の地域自治協議会を今検討しているが、会長とか役員のなり手が出てくるのか、またそれを担えるだけの人材が各地域にいるのかというのが心配。結局だれもなり手がなくて、もともとの地域ボスみたいな人が毎年会長をして、個人的に私物化とか仕切りすぎるんじゃないかとかいう懸念もある。
- (大阪狭山市長) まちづくり円卓会議の役員の人選はすべて地元

に、地区に任せている。こちらからは一切動かず、市民同士が議論する中で、最後はまとまっていく。

- 地域懇談会1カ所2時間、年間50回目標。私は最初はいいと思うが、これはおそらく続かない。今、私は小学校区に月1回、年間に11回行っている。これがなぜ続かないかというと、マニアックな人だけが残る。そういう意味では、50回というふうにされずに、最初のころはきめ細やかにして、ある程度落ち着いたら、小学校区単位で年1回とかされたほうが、より継続的になるのではないか。
- 私も1回目の選挙のときに、市民との懇談会1,000回を公約した。 2,000回ぐらい行ったが、市議会議員から、地域の声をとるのは私たち の仕事だ、市長が全部出ていって聞かれたんじゃおれたちの仕事がな くなる、と言われた。今は月1回ぐらい、地域へ出るようにしている。

#### (6) まとめ 細江茂光 岐阜市長

今日は本当に活発なご議論をいただき、感謝申し上げる。

いなべ市長さんからは、子育て、地域ぐるみの総力で子育てをする ことによって、地域の活性化が図れるのではないか。あるいは少子化 対策になるのではないかというようなご提言、問題提起があった。

大阪狭山市長さんからは、まちづくり大学という形で、市民の参画を求めていく。また、市の職員の意識改革、あるいは情報公開などなどさまざまな効果を得ながら、まちの活性化を図っていくというご報告であった。

南相馬市長さんからは、地域との対話によって、地域の活性化をい かにして図るかというお話であった。

また最後には、今、皆さんからお話が出ている地域活性化の支援金 などのことについても、いろんな議論をいただいた。

それぞれこの地域を活性化するためには、いろんな方法論があるかと思うが、とにかくこれからの地方分権改革、地域主権改革の中で、我々自治体が受け手となるためには、行政の力だけでは受けられないわけであって、地域コミュニティに元気がなければいけないので、これは大変重要なテーマである。コミュニティの活性化というテーマは、1番目のテーマであった高齢者福祉とも密接に関連している。地域の担い手は高齢者の方々によって、かなり占められてきているということもあると思う。

これからもこの会を通じて、私もいろいろと勉強させていただき、 新しい施策などの参考にしていきたい。また、皆様方が新しい発想で いろいろな施策展開をされ、この場で発表していただいて、お互いに 切磋琢磨するという機会になればと思う。

本日は、大変な活発なご議論をいただき、改めて感謝申し上げる。

## 第11回「国のかたちとコミュニティを考える市長の会」の開催 について(趣意書)

このたび、私どもは、下記のとおり第 11回「国のかたちとコミュニティを考える市長の会」を開催することとしました。この会議は、市長・特別区長有志が参画し、都市自治体の直面する政策課題について自由に議論し、相互の問題意識の深化と情報交流を図るとともに、互いに切磋琢磨することにより、都市ガバナンスの向上に役立てることを目的とするものです。この会議は会員制を採らず、市長自らが自由に参加できるオープンな場とします。

今回のテーマは「コミュニティの再生」です。

人口減少・高齢化の進展やライフスタイルの変化により、地域コミュニティの担い手が減り、自治会・町内会、消防団、伝統行事、ボランティア、NPO などの活動に支障をきたす場合も少なくありません。そのような中、今年3月11日に発生した東日本大地震を受けて、コミュニティが果たす役割の重要性が再認識されつつあります。

そこで今回の会議では、前半は名和田是彦法政大学教授にコミュニティ再生の全般的な課題についてご講演いただき、これを受けて後半は被災地に対する支援の意味も込め、関心が高まっている災害救助・ 災害復興に関するコミュニティの役割に主眼を置いて、市長の皆様による意見交換を行います。

今回はこのような問題意識に立ってテーマを設定しましたので、明 日の都市経営についてともに考えましょう。

この会議の趣旨にご賛同のうえ、ぜひご参加くださるようご案内申 し上げます。

#### 平成23年4月

「国のかたちとコミュニティを考える市長の会」呼びかけ人登別市長 小笠原 春一 銚子市長 野平 匡邦 流山市長 井崎 義治 浦安市長 松崎 秀樹豊島区長 高野 之夫 岐阜市長 細江 茂光 多治見市長 古川 雅典 伊豆市長 菊地 豊いなべ市長 日沖 靖 池田市長 倉田 薫 大阪狭山市長 吉田 友好 坂出市長 綾 宏 多久市長 横尾 俊彦

(地方公共団体コード順)

#### 1. 趣旨説明 吉田友好 大阪狭山市長



呼びかけ決起人を代表して、本日の趣旨について簡単にお話したい。 今回のテーマは「コミュニティの再生」だが、そもそもこの会の名 称は「国のかたちとコミュニティを考える市長の会」であり、本日の テーマそのもののようなものである。

市民ニーズを的確にとらえて、市民が求めることをできるだけ叶えていこうということで、全国の市役所には「すぐやる課」や「何でもやる課」などが出来ていた。我が大阪狭山市役所も「市民相談課」を作り、かゆいところに手が届く、それが市役所の仕事だというふうに進めてきた。

ところが、以前からこの超高齢社会は予測できていたわけだが、税 収が伸びることを前提にいろいろなことをやりすぎた。その結果、市 民が自治、すなわち自分たちで何かをしよう、何かしなければならないという意識から、市役所に任せておこう、市役所に頼もうという意識に変わってしまった。結果的には地域のコミュニティの能力まで低下させ、機能不全になってしまったというのが現状ではないかと思う。現在は、防災、防犯、高齢、教育、子育てなど、いろいろな分野で人と人とのつながりが求められている。

そんな中で3月11日に大災害が発生した。被災地の中には、防潮堤のない地域で、年に何回も高台に避難訓練する地域があった。逆に防潮堤があるので津波による災害はない、大丈夫だと安心しきっていた地域もあった。結果的には、ハードが整備されていないところは、実は人と人とのつながり、地域のコミュニティというソフトが充実していて、命が助かった。一方、ハード整備の行き届いたところはソフトが不足していて命を失った。そんな報道があった。

本日のテーマはこの災害を受けて、コミュニティの果たす役割が非常に大きいと国民誰もが再認識しているこのときに、我々ももう一度このコミュニティの重要性を話し合い、それぞれの自治体で生かせる方法をつかんでいただきたいと思う。

そこで、今回の会議では、前半に法政大学法学部教授の名和田先生 にコミュニティ再生の全般的な課題についてご講演をいただき、後半 は被災地に対する支援の意味も含め、今関心が高まっている災害救助、 災害復興に関する手段やコミュニティの役割について、皆さんの意見 をお出しいただきたい。

有意義な会議になるよう、皆さんのご協力をお願いし、趣旨説明と したい。

# コミュニティの再生(前半)

#### 2. コミュニティの再生

#### (1) 進行 日沖 靖 いなべ市長



本日は最初に名和田先生から基調講演をいただき、その後に皆さんからご意見を賜りたいと思う。ご協力のほどよろしくお願いしたい。

名和田先生は、昭和53年に東京大学法学部を卒業、同58年に東京大学で博士課程を終えられ、横浜市立大学、東京都立大学を経て、平成17年に法政大学法学部教授に就任された。ご専攻は法社会学、コミュニティ論であり、これまでたびたびドイツを訪れ住民参加と都市内分権の実態について調査されている。また、「第29次地方制度調査会」の委員、総務省の「新しいコミュニティのあり方に関する研究会」の座長、その他いろいろな会議の座長等を歴任されている。

では、名和田先生、よろしくお願いします。

#### (2) 基調講演 名和田是彦 法政大学教授



少し自己紹介の意味も含めて、最初に3つほど述べたい。

現在私は、「コミュニティ政策学会」の会長をしている。「コミュニティ政策学会」は今年で第10回大会を迎える。毎年7月に開催しており、個人会員と団体会員があるので、こちらのほうもぜひご参加賜れれば幸甚である。

次に、「初めてでもできる会計」という本についてご紹介したい。 自治会、町内会やNPOなど、コミュニティで活動するさまざまな団 体の役員になる人がなかなかいないとよく言われている。その1つの 要因として、会計をきっちりとこなすことが大変、あるいはよくわか らないということがあるかと思う。そこで、先ほどご紹介があった総 務省の「新しいコミュニティのあり方に関する研究会」の余録として、 会計に関する研究会をやらせていただき、それが本になったというも 第11回「国のかたちとコミュニティを考える市長の会」

## コミュニティ再生の与件と制度設計

2011年5月12日 名和田是彦(法政大学)

- 1. 東日本大震災で考えたこと ~コミュニティ再生がますます重要になった~
- 豊かな市民社会と今ひとつな政治
- ・我慢強く秩序正しい日本人を育んだ地域社会
- 2. ミルトン・コトラーから学ぶコミュニティ運営の基本条件
- (1) ミルトン・コトラーという人物とその時代
- (2) 合併による地域運営の基本条件を奪われたコミュニティ
- 管轄領域の公的画定
- 法人格
- 課税権
- · 条例制定権
- (3) 民間法人(「コミュニティ開発法人」)を通じて4条件の回復(近隣政府)へ
- 3. 日本人は合併に向き合ってどのように地域運営の条件を確保したか 合併によって地域運営の条件を失ったコミュニティは、民間だけの力でこれを回復した。 自治会・町内会は偉大な組織。
- 4. 1990年代以降のコミュニティの制度化の意味
- (1) 自治会・町内会の弱体化と加入率低下
- (2) コミュニティに再び制度的枠組を与える政策が全国的に試みられてきた
- (3) しかしその仕組み自体が民間組織の力を前提している
- (4) 協働の取組を通じて民間地域組織と民間非営利組織を強化していくこと
- (5) コミュニティ・ビジネスなど新しい動きへの鋭い感度を

のである。これには皆さん非常に関心を示される。やはりそういうニーズがあるのだなと思う。

3番目に、先ほどの総務省の「新しいコミュニティのあり方に関する研究会」については、例えば「地域協働体」が提言されているが、これは恐らく市長さんたちそれぞれの自治体でもすでに何らかの形で取り組んでいる、あるいは考えているようなことかと思う。そのほかにもさまざまな論点について検討し、提言している。報告書自体もホームページに掲載されているので、ぜひ参考にしていただければと思う。

今日はお招きいただき、本当にありがとうございます。このお誘いがあったときに、正直に言うと、「国のかたち」という言葉と「コミュニティ」という言葉が自分の中ではあまり結び付かなかったが、市長さんと議論できる機会はなかなかないので喜んでお受けした。

3月11日の大震災が起きて、その後、自治体の講演や委員会などの 予定がキャンセルになった。非常に暇になったはずなのだけれども、 やはり精神的に打ちのめされたような気がして、あまり研究も進まな いような日々を送っていた。

そんな中で、一人のコミュニティ研究者としてこの大震災から何を 学ぶべきなのかということをいろいろと模索をしていた。今得ている 結論を言うと、どうもあの震災で「国のかたち」の問題と「コミュニ ティ」の再生という問題が直結するということが示されたのではない かと思っている。そのような中で今日の講演を迎えることになったの でこのことについて私見を述べたい。

## 東日本大震災で考えたこと

最初に、東日本大震災で考えたことをお話したい。震災以来、いろいるな予定がキャンセルになったと述べたけれども、ドイツでの調査

は予定どおり3月末から4月初めにかけて行ってきた。

震災から年度初めまでの一連のプロセスを振り返ると、非常に印象 深いことが2つある。

1つは、今回諸外国の反応として、日本人はなぜこんなに我慢強く 秩序正しく行動できるのかという賛嘆の声が多く寄せられたことであ る。恐らくほとんど世界中の国々がそういう感想を持った。それは奇 妙な国だという意味ではなく、素晴らしいという声であったかと思う。 恐らく、例えば欧米人は、市町村という基礎的なコミュニティの下 には何もないと思うのだろう。今回の大震災では、役場そのものが流 れてしまうなど、市町村の機能が壊滅的な被害を受けた。そうすると そこはもう秩序を失って、原子的な個人に戻ってしまうと考える。秩

序がなくなるはずなのに、日本人は目の前に壊れた商店があってもそ こに入って物を盗ろうともしない。略奪や暴動が起きない。それで、

日本人あるいは日本の住民は素晴らしいと思ったようである。

確かに、津波の被災地にこっそり行って金庫を盗んだり、あるいは 避難所で口論したり、食べ物の取り合いがあったりといったような行動も聞きはするが、おおむね諸外国ならば必ず見られるはずの略奪と か暴動はない。

これはなぜなのかということを、私はコミュニティの研究者として 回答を出さねばならないと思っている。やはり市町村の下には何もな いのではなくて、皆さんよくご存じのとおり、大ありなのである。自 治会・町内会をはじめとする地域の組織があり、それらをとりまとめ る連合自治会・町内会のような組織もある。おおむね小学校区が連合 自治会の区域であろう。そこを目途にコミュニティの仕組みをつくる という政策を多くの市が行っていると思う。このように日本の場合は、 格好いい言葉で言うと「市民社会」ということになるが、行政や法律 上の制度ではないけれども、民間側にも地域を運営する仕組みがしっ かりあって、それは大震災で自治体の庁舎が流されてしまっても壊れない。それがそのまま避難所でも秩序をつくっている。恐らくそういうことがあって、諸外国が驚くような日本列島の住民の秩序正しさと 我慢強さなどが継続しているのではないかと思う。

ところで、昨日の新聞で、停止中の原発が定期点検後に再開できる かが問題になっていた。法律上の規定はないにもかかわらず、地元が 納得しないと再開できないというのだ。原発善し悪しの理念的な議論 全く抜きに、何となく成り行きで脱原発になってしまうのではないか。 そう単純ではないのだろうが、ひょっとしたら日本はそういう奇妙な ことが起きる国なのかなと思った次第である。

これに対して、私が4月に行ってきたドイツではどうか。私はドイツの新聞や雑誌を読み、原発の論議がどうなるかを見ていた。これまでアンゲラ・メルケル首相は、緑の党と社会民主党の前連立政権が掲げていた脱原発の方針を覆し、政権を運営してきた。しかし彼女は忙しい国際会議の日程の中でも日本のフクシマの状況をずっとフォローし、原発から脱却すると個人として決断した。それを一国のトップとして問題提起して、政権として脱原発を目指すことにした。それに呼応して国民の側もマスメディアを介して活発な議論を行っている。

これを目にすると、日本の原発に関する対応が何となく生煮えというか成り行き任せというか不甲斐ないように見えるわけである。もちろん非常に難しい、かつ前代未聞の事態に対処しているわけだから、現政権の個々の対応などについて批判がましいことを言うつもりはない。しかし、少なくとも政治そのもののあり方としてドイツと随分違うなと思う。トップが明確に問題を提起し、それに対して全国民で議論するというスタイルではなく、何となく成り行き任せにする。市民社会は豊かであるが政治も豊かになってくれなければ困るので、この

市民社会の、民間の、地域社会の側の豊かさを政治も学んでもらいたいと思った次第である。

そう考えると、その政治と地域の接点にいるのは、基礎的自治体のトップである。市長さん方は一面政治家でもある。しかし、行政のトップでもある。地域社会と政治社会をつなぐ重要な接点におられる。そういう方がこういう問題に関心を抱かれて、わざわざお忙しい中お集まりになっている会があるというのは非常に重要であると思った。

というわけで、以上が震災から私が考えたことを率直に申し上げた 次第であり、後で議論の材料にでもしていただければと思う。

このように考えて、やはり「コミュニティの再生」というテーマが 今後ますます重要になっているのだろうと、震災を機縁に確信を深め た次第である。自分なりの立場から、ではコミュニティ再生のために 今日本でどういうことを考えたらいいのかをかいつまんで申し上げた い。

## ミルトン・コトラーから学ぶコミュニティ運営の基本条件

先ほど市町村がコミュニティだという言い方をしたのだが、違和感があっただろうか。実はそもそも市町村、すなわち基礎自治体はコミュニティそのものだったはずなのである。フランスなどでは今でもそうで、人口2桁のところでもコミューン(市町村)である。コミューンとして法人格や課税権、条例制定権を与えられて、少なくとも制度的には過不足のない形で地域運営ができるようになっている。ところが、日本ではそうなっていない。3回にわたって大規模な合併を経ている。そこの問題をミルトン・コトラーというアメリカ人の議論に即してもう一度考え直してみたい。

このミルトン・コトラー (Milton Kotler) という人は学者ではない。

どちらかというと社会運動家である。彼は1960年代のアメリカの公民権運動の中のある流派を代表した人で、地域を住民が自立的に運営することが大事だと考えた人である。彼の言うところによると、もともとはコミュニティそのものがローカルガバメント、すなわち市町村であり、そこではきちんとした制度的な条件を与えられていて、例えば住民サービスを充実させるとか、そのための税金をどのぐらい取るかとか、あるいは商店街の活性化策や産業立地策なども自分自身で決定し、執行できた。

ところが、ある時期にコミュニティであった市町村は近くにある強力な大都市に合併させられてしまった。合併されてしまうと、自らが払った税金の恩恵は受けなくなった。なぜかというと、主に編入されてしまった大都市の中心部、すなわちダウンタウンに投資されたからである。周辺から搾取して中心部に投資する。例えば港湾機能を充実させて、ナショナルなあるいはグローバルな経済競争に勝てるような大都市にしていくという政策が追求された結果、周辺部は割を食ったということである。それをもう一度自分たちのまちを自分たちで立て直すような方向に持っていきたい。そうでないと大都市に全部食われてしまって、商店街は寂れるわ、産業はどこかに行ってしまうわ、人口は流出するわで、全然昔の面影がない。これは今の日本でもすごくリアルなような気がするが、彼はアメリカの20世紀の都市の歴史を振り返りながら、合併によって周辺が寂れてしまったと分析している。

彼はそれに対して、昔は独立した市町村であった区域に、コミュニティ開発法人という私法人を設立して、それがもう一度地域運営の主体になることを主張した。これは今はやりのNPOやコミュニティ・ビジネスのような話である。アメリカの場合、州が自治体を認可する。つまり地域側がチャーター(憲章)をつくってそれを州に申請し、州がそのチャーターを認可するとそこが自治体になるというものだ。そ

こで、昔の編入合併された市町村の区域にこの私法人であるコミュニティ開発法人を設立し、そこが地域振興をやりながら実績を積み、その実績をベースにして地方自治体になりたいという申請をして、それで認めてもらうという方向性を彼は追及した。これが「近隣政府 (neighborhood government)」と彼が呼んでいるものである。

#### 合併によりコミュニティが奪われた地域運営の基本条件

彼は、コミュニティを住民自身が自立的に経営するためには、次の 4点が必要だと言っている。

まず、管轄領域を公的に画定されていることが必要だということである。日本の地方自治法第5条第1項では、「普通地方公共団体の区域は、従来の区域による」と定めているが、このようにきちっと公的に画定されることが必要である。

2番目に、法人格が必要である。対外的にも対内的にも独自な政策 主体として立ち表れることができるための法人格が必要である。これ も日本では地方自治法第2条第1項が「地方公共団体は、法人とす る」と定めている。

3番目に、政策を執行するためにどんな人からもその拠出能力に応じて財源を貢献してもらうための課税権が必要である。制度的な枠組みがないと、会費を取るしかないわけだが、地域社会が地方公共団体という公法人として認められていれば課税権という形で財源を確保できる。

最後に、条例制定権である。この4つの条件がないとなかなか民間 の存在だけでは本格的に地域を経営することはできないということを、 コトラーは言っている。

しかし、もう合併されてしまったのだからすぐにはどうしようもないわけで、そこでコトラーは先ほど述べたように、いったん私法人 ——今日アメリカでコミュニティ開発法人(CDC. community development corporation)と言われているものがその歴史的な後身に当たるわけだが——を作って、これが地域経営の実績をあげながら、いつかは再び州によって認可されて、近隣政府になるのだという構想を描いていた。

これが、コトラーが言っていたことである。地域を経営することは

難しいことで、理不尽に協力しない人がいた場合には、それでも無理やり課税してお金を取るとかルールに従ってもらうとかそういったことができないと困るわけである。だから制度的な枠組みを持つ必要がある。

#### 日本人は合併に向き合ってどのように地域運営の条件を確保したか

それでは日本はどうなのか。日本は明治の大合併、昭和の大合併、 平成の大合併と合併を続けてきたが、それによってコトラーが描いた アメリカの大都市周辺部の自治体のように、地域経営を自立的に行っ ていくための制度的な基盤を奪われた。

しかし、奪われたままでは地元は困るわけである。ではどうしたか というと、これは今回の震災で外国が驚嘆したのと同じぐらい驚嘆す べきことなのだけれども、自前で民間的な原理だけに基づいて地域を 経営するということをやってのけた。これが自治会・町内会である。 つまり、管轄領域は公的に確定されているわけではないけれども、周 りの地域と話をして、ここからここまでが俺たちの領域だ、というふ うに決めていく。場合によっては争いもあったであろう。

また、法人格はないけれども、日本の場合は法人格がなくても法人 格があるのと似たような扱いをする判例法理が結構早くから発達した。 それから、課税権はないので、活動するための資金として会費を取 った。

条例制定権はないので、総会で議決をしてルールを作っていく。その他にもいろいろなルールのつくり方はあるとは思うが、そうやって、合意に基づく民間的な原理だけで地域を運営するというものすごいことをやってのけた。

ちなみに、ドイツ語で条例のことを"Satzung"と言うのだが、他に会則という意味もある。だから、私的な民間団体をつくって会則をつく

れば、条例と同じようなことがある程度まではできるわけだが、既に皆さんご案内のとおり、条例には強制力がある。地方自治法に従って罰則をつけることができる。そういう力は民間組織の会則にはない。そういうやや弱い制度的な保障しかない中で、民間原理だけに基づいて地域を経営してきた、非常に偉大な組織であると私は思う。

既にお気づきかと思うが、自治会がこの偉大な力を発揮する条件として、その地域に住んでいる人全員が会員である必要がある。そうでなければ、課税の代わりに会費を取るといっても非会員は払わないわけだから、「あいつは会費を払ってないのに何で防犯灯の下を通っているんだ」というような、おなじみの問題が出てきてしまうわけである。

それから、条例制定権がないから、会の議決によってルールをつくると述べたけれども、これもみんなが会員でなければ、「私は会員じゃないからそんなルール知りません」ということで、ポイ捨てやり放題などは困るわけである。

だから、自治会の偉大な力というのは、全員が会員になっていることから生じており、全員が会員ではない度合いに応じて弱まっていくということである。つまり、加入率が下がれば下がるほど、自治会・町内会の権威とか力とかは落ちていくということになろう。これが日本の地域運営の特徴であろう。

## 1990年代以降のコミュニティ

まだデータを集めきっていないのだが、私の見るところでは、今世紀に入って、特に都市部で自治会・町内会の弱体化が生じた。今の話からして、弱体化の指標としては加入率を考えているが、どうも2000年頃を境に低下のスピードが速くなっているように思われる。自治会加入率が落ちるのに伴い、自治会の力が落ちていると考えられる。最

初の趣旨説明にもあったが、これはやはり本当であろうと思う。

それに対して、自治体行政としてどういう手を打っていくべきかということを考えなければならない。この問題は、かつての自立した自治体、すなわち明治の大合併や昭和の大合併で否定されてしまった自治体のまとまりを、民間の力だけで何とか運営してきたということによって生じている問題なので、もう一度少なくとも昭和の大合併でなくなってしまった自治体のエリア、つまりは小学校区、あるいは連合自治会のエリア、そういうところにもう一度何らかの制度的な位置付けをする必要がある。もちろんミルトン・コトラーが主張しているように、法人格も課税権も条例制定権もあげます、というふうにするわけにはいかない。あげてもいいのかもしれないが、それではもう一度自治体をバラバラにするという話になるので少し考えにくい。そこまではしなくても自治体によっては地方自治法が用意した地域自治区制度を使っているところもある。

このようなことを考えて、先ほど申し上げた「新しいコミュニティのあり方に関する研究会」では、「地域協働体」という概念で理論的な整理をしている。もう一度コミュニティに自治体としての地位を返すわけではないけれども、何らかの制度的な枠組みを与えて、コミュニティ活動に取り組みやすくするということが、特に90年代以降熱心に行われるようになったと思う。

そうすると、何か学者的にはすごく話の辻褄が合っているように見えるわけである。つまり、今までは日本は民間組織が立派で、民間が足元の身近な地域社会を取り仕切ってきたから、政府は比較的身軽でよかった。しかし、その民間組織が弱体化してきた。その原因は先ほど趣旨説明にあったように、行政がやりすぎたせいかもしれない。地域を取り仕切っている民間組織が弱体化すれば、そこに再度制度的な

枠組みを設定して公的な仕組みの力で地域運営を拡幅する。これが現在各自治体で取り組まれているコミュニティ政策である。こう説明すると、とても辻褄が合っているように見える。

しかし、もう一度コミュニティを制度的な枠組みの中に取り込んで、地域運営に取り組みやすくするというと非常に話の辻褄が合っているように見えるわけだけれども、現実はそれほど単純ではない。例えば、自治会・町内会が弱体化してきたから、まちづくり協議会とか地域コミュニティ協議会とかそういう名前の組織を公的な仕組みとしてつくる。しかし、それを支えるのはだれなのかというと、やはりこれは自治会・町内会なわけである。したがって、新しいコミュニティの仕組みをつくったら終わりではなくて、それを通じてもう一度自治会なりあるいはその他の地域組織あるいはNPO等のテーマ型の団体が活力を取り戻していくようにその政策を運営せねばならない。ここは重要なところである。ここが市長さんたちの腕の見せどころというか、特に中でもそういうセンスをきちんと持った職員をつかまえて、「お前やってこい」というようにやることが非常に求められているところであろうと思う。

民間と行政とが連携をして新しい公共の世界をつくるということがよく言われているわけだが、私はそれが「協働」の意味だと思う。そこで一番大事なことは、コミュニティ再生のための活力を掘り起こすということである。いろいろな制度的な仕組みをつくったり、職員を地域担当制にしたり、そういうことを通じてもう一度、地域自体が活性化するように運んでいくといことが今非常に重要になってきていると思う。こういったことは実はもうここ20年ぐらいずっと重要であり続けたわけなのだが、改めて先ほど述べたような震災という大きなこ

とを経験して、ますますその重要性が確認されたと思った。

#### コミュニティ・ビジネスなど新しい動きへの鋭い感度を

最後にもう1つ述べておきたいのは、これは市長さんによって感度 が違うということかもしれないのだが、コミュニティ・ビジネスなど の新しい動きに鋭い感度を持って欲しいということである。私は横浜 市に住んでいて横浜市の仕事もいろいろやっているし、横浜市で市民 活動も自分でしている。そのような目から見ると、大都市のほうがむ しろ保守的である。ボランティアは無償でやるから尊いのだという意 識も農村より大都会の方が強い。無償のボランティアが尊いことはも ちろんそうなのだが、今はそれでは担いきれない。むしろ農山村の方 がそこは非常に認識がしっかりしていて、自分たちでお金を稼ぐこと をしなければ地域が成り立たない、ということを、どなたもおっしゃ る。一般的に言うと、この点が今ひとつ都市自治体のほうがやや遅れ ている。特に大都市ではいまだに無償のボランティアだけでこの難局 を乗り切ろうという発想が非常に強く存在している。もちろん私は無 償でボランティアをするということの崇高さとか大事さを否定してい るわけではない。自分もボランティアをやっているので、それは大事 だと思っている。

しかし、今これだけ行政が困難を抱え、市民社会の側、地域社会の側が元気になってもらわなければいけないというときに、いろいろな工夫をしなければいけないが、「無償のボランティアをみんなでやりましょう」と掛け声をかければ済むというほど単純ではない。そこでコミュニティ・ビジネスのような新しい動きに鋭い感度を持って政策を立案していく必要があるということを、半ば活動者の立場から最後に申し上げておきたい。

以上、駆け足ではあるが、震災を契機に、最初は打ちのめされたよ

うな気分になったのだが、今こうやって整理をしてみると、やはりコミュニティの再生ということが一番大事だし、基礎自治体の一番大きな政策的な活動領域の一つがやはりコミュニティ再生にあるというふうに確信している。

#### (3) 意見交換



- ボランティアを継続してやるためには、確かに無償だけではなく、 有償ボランティアなりコミュニティ・ビジネスというのが必要だと思 う。特に地方都市になると財政的に余裕がないので、コミュニティ・ ビジネスが重要であると思う。
- 全自治会に「新・地域見守り安心ネットワーク」というものがあり、災害時にコミュニティがお互いに助け合うネットワークが成り立っている。
- (名和田教授) コミュニティの新しい仕組みをつくって、そこに 包括的な交付金を渡すという仕組みは非常に多くの自治体がやってい る。交付金の額は自治体によって様々だが、その論理的な根拠は政治

的決断の問題である。交付金を通じて、コミュニティ再生の効果があったかを事後的に検証することこそが大事である。地元が納得するかどうかという論点もあり、納得の仕方もいろいろあるので、正解は一つではない。それぞれの自治体や地域の実情で、実践的に模索していくべきである。

交付金の用途も問題だが、コミュニティの手上げ方式を採用している自治体もある。金をちらつかせるのは良くないが、地域の力を掘り起こす取組みも大事ではないか。

- 我が市でも、自治会加入率は落ちてきている。また自治会を動かしている人が高齢化しており、元老院化、要望団体化しているようにも見受けられる。そこで、数年前から小学校区単位でまちづくり交流会を作り、今年度からはまちづくり協議会に管理職を2名ずつ派遣して、住民と一緒にその地域のまちづくりを担ってもらっている。
- (名和田教授) わりと多くの自治体で協働事業提案制度などが行われているが、地域で埋もれている人に光が当たるような政策を打つことが大事だと感じる。
- 自治会に加入して会費を払っていても、特に活動していないという人がほとんどだと思う。また、若い世代は自治会の必要性やメリットを感じていないのが現実である。しかし、今回の震災を契機に地域の自治のあり方について、高齢者はもちろん若い世代にも何らかのインパクトがあって、自分は何をすべきか、という意識が芽生えてきている実感がある。
- コミュニティに再び制度的枠組みを与えるという仕組みづくりに

は、いろいろな自治体が苦労していると思う。自治会を中心に新しい 地域自治の組織化をしたとしても、それが地域全体を代表していると 言えるか、また、世代間のギャップもある。

- 我が市では小学校区を1つの単位とした地域の自治を進めることにより、学校という領域を中心にどう地域を作っていくかということが取組みにおける大きな視点となる。ここでは間違いなく20代~40代の父母、保護者が中心的な役割を担い、これに地域の連携、協働のあり方、高齢者との関わり方がどう位置付けられるかによって、世代を超えた地域の人的ネットワークと制度的な枠組みとしての仕組みが広がりを持ってくるのではないかと考えている。
- (名和田教授) 若い人にメリットが見えるような活動を自治体は やるべきだ。また、新しいコミュニティの仕組みをつくって、そこに 1つの焦点が当たるような活動をするようにもっていく必要があると 思う。

その方法の1つとして、地域福祉という切り口で地域の課題を洗い出し、取り組むことが考えられる。厚労省では各自治体が作る地域福祉計画の中で地区別の計画を作ることを奨励しており、横浜市ではすべての連合自治会の区域で地域福祉計画の地区別計画を作っている。その中で話し合えば、若い人にどうやって住み続けてもらうかとかそういった話題も出てくる。

○ リスクを取りたがらない人が多い。特にお金が絡むとなおさらである。これが、コミュニティ・ビジネスが非常に促進しにくい理由の一つであると思う。

- (名和田教授) コミュニティ・ビジネス (最近はソーシャルビジネスということが多くなった) は、事業者自身がリスクを負うことが基本で、行政は取組みの事例紹介など情報提供をする程度で、金を出す必要はないのでないか。むしろ、最初から支援してしまうと、それはもはやソーシャルビジネスではなくなってしまうと思う。
- 集合住宅が多く、自治会の組織が非常に強固なところと自治会が全くないところがある中で、今まではボトムアップ型、すなわち行政が黒子となってコミュニティ組織を作っていくのが良いという考え方をとってきたがそれではなかなか進まなかったので、ある程度行政のほうから働きかける形が必要ではないかと考えている。防災計画では、市内の各災害時避難場所には各5人の職員を配置することとしているので、この5人の職員には必ず参加を義務づけて小学校区ごとにコミュニティ組織を作る手助けをしていきたい。
- 頻繁に災害に関するフォーラムなどを行っていたマンションの管理組合が大震災では全く機能せず、自治会がフルに活動した。自治会の加入率は低いが、自主防災組織がかなり強固にでき上がっていたおかげだと思われる。
- (名和田教授) 自治会と管理組合は違う。2つともある集合住宅もかなりたくさんある。少なくとも昔はみんなそうだった。そういうところを見ていると、合意形成を自治会で十分やった上で、正式に区分所有者として決定するかどうかというところは管理組合の総会で議決をするというふうにしている。

マンションの管理組合と自治会は異なり、地域の親睦や合意形成、地域の課題の洗い出しなどは、管理組合という法律上の組織は不向き

だと思われているような気がする。やはり区分所有者たちの財産管理 のための共同体以外に、生活者の共同体が必要なのではないか。

#### (4) まとめ 日沖 靖 いなべ市長

今日は将来に向けて我々のまちづくりに貴重なご意見を多くいただいた。

たとえば、都市化が進んでいるところ、まだ自治組織がしっかりしているところなど、地域によって状況は様々である。自治会の元老院化という意見もあったが、昔ながらのことが良い、ということになると、なかなか若い世代が活性化しない。そうすると、大きな団地などでは若い世代がどうしても引いてしまう。やはり若い世代を前面に、チャンスを、そしてメリットの見える取組みが必要になってくるかもしれない。

また、集合住宅の中には、管理組合だけではなくて生活者の共同体も作っていくべきなのではないか。

# コミュニティの再生 (後半)

#### (5) 進行 綾宏 坂出市長



本日のテーマ「コミュニティの再生」の後半では、池田市の倉田市 長さんと伊豆市の菊地市長さんに問題提起をお願いして、今後の議論 を進めてまいりたい。

まず、本当は本日ご出席いただき、問題提起をしていただく予定だったのだが、大雨の影響で土石流の危険が生じて、急遽きょうは欠席された都城市の長峯市長さんからのメッセージを紹介したい。

都城市長、長峯誠。ごあいさつ。第11回会合のご盛会を心より お喜び申し上げます。出席を予定しておりましたが、降雨による 土石流災害の恐れがあるため、大変残念ですが欠席いたします。

今回の新燃岳噴火、それに続く土石流対策の一連の取組みの中

で、自助、共助の力を再認識いたしました。新燃岳が噴火し、大量の降灰があり、道路の降灰除去だけでも1カ月で市道延長の1割しかままらない状況の中、噴火から3日目に自治会連合会が行政だけに頼るのではなく、自分たちの力で火山灰の除去を進めようという呼びかけの文書を全自治会に配付していただきました。その後、週末を利用して自治会ごとに一斉清掃を実施され、そのおかげで短期間に生活道路の復旧が図られました。また、土石流危険区域においても自治会長が防災行政無線を持っていたださ、災害対策本部とリアルタイムで情報共有を図っていただいています。また、要援護者を含めた全対象世帯について、的確に情報把握と指示伝達を行っていただいております。高齢化も進み、自治会加入率も減少していく中で、本市もコミュニティの維持存続に懸念がありましたが、自助、共助の思想は考えていたよりもしっかりと浸透していることに大変な感動を覚えた次第です。

東日本大震災でも随所にコミュニティの力が発揮されているのを拝見し、改めて当会の問題意識が事業を得たものであることを感じております。本日の会合も実り多いものとなり、各市のご発展が日本再生に結び付いていくことをご祈念申し上げます。

最後に、新燃岳噴火の際には全国より物心両面のご支援、ご協力を賜りましたことを衷心より御礼申し上げます。

大変な時期にも関わらず、メッセージをいただき感謝申し上げたい。 それでは、池田市の倉田市長さんより問題提起をよろしくお願い申 し上げたい。

### (6) 問題提起 倉田 薫 池田市長



池田市の自治会の組織率は現在38.96%である。もうこれ以上組織率を上げることに精を出す必要はないかなと、これは多分3割程度で歩留まりするのかなと、あきらめの境地である。では、なぜあきらめの境地に至って、新しい制度を構築したか、この辺の経過をお話したい。

## 都市化の進展とともに、自治会の組織率の低下

私は昭和50年に市議会議員に初当選した。その当時もやはりコミュニティ推進などと言われていた。三鷹市や武蔵野市などの「コミュニティ行政」を視察に行ったこともあったと記憶している。市役所にコミュニティ推進係ができたが、そのコミュニティ推進係長が自治会に入っていないのはおかしいじゃないか、ということを議会で議員という立場で質問したこともあった。

#### コミュニティの活性化

(その必要性と問題点)

池田市長 倉田 薫

#### ◎都市化の伸展と共に自治会の組織率の低下

コミュニティ推進係(昭和51年4月)

1

自治会加入率が50%を切る → 平成22年度38.96%

1

新しい仕掛けが必要に → 一方で第2期地方分権改革の時代

#### ◎平成19年6月地域分権制度の構築

「おまかせ民主主義からの脱却」 小学校区単位のコミュニティに700万円から1000万円の枠内で予算編成要望権を付与

# ◎池田市世界に誇れる安全で安心なまちづくり条例制定(平成22年4月) 小学校区単位に自主防災組織の設置

#### <東日本大震災(平成23年3月11日)発牛>

#### ⊚地域防災リーダーの養成

「遠くの親戚より近くの他人」= 「行政よりもコミュニティ」

#### ◎国のかたちとコミュニティを考える市長の会に求められるもの

平成7年に市長になったが、それまで池田市の自治会組織率を気にしたことはあまりなかった。平成10年に改めて自治会の組織率を尋ねたところ、50.2%であった。これは弱ったと思った。どのようにこれから自治会の組織率を高めるのか。全国で行われているように、自治会に対して市が補助金を出して、自治会に入ることのメリットを金銭面でつけていく、あるいは、市の広報紙を自治会のネットワークで配付する、そんなことも計画をしたが、どうも多分我が市では無理だなと思った。変にお金を出してしまうと後々大変になると。もっとも、それもちょうど財政改革の真っ最中だったからできなかった。

### 平成19年6月地域分権制度の構築

そういう段階で頭を痛めているときに、国は第2期の地方分権改革 の流れに移行していった。ご承知のとおり、第2期地方分権改革では、 自分たちのまちは自分たちでつくろう、お任せ民主主義からの脱却、 といった理念を高らかにうたっているので、やっとここで自分が今ま で悩んでいたことと、国の大きな流れと、これからのあるべき姿とい うのが私なりに合致した。

したがって、4年前の選挙では市民にこう問うた。「大好きな池田市のためにあなたは何ができますか。大好きな池田市のためにあなたなら何ができますか。」と。これはご承知のとおり、ケネディ大統領の有名な演説をもじったものである。4回目の選挙を迎えてやっと市民に対して開き直りで問うことができた。そうすると、この選挙は無投票になった。

そう問いかけながら、私は地域分権制度を池田市でつくりたいと市 民に訴えた。小学校区単位を1つのコミュニティとして、各コミュニ ティに住民税の1%分の予算編成要望権を渡そうと考えた。池田市の 場合は住民税収が約70億円だから、そのうちの1%は7,000万円、それ を11校区で割ると1校区あたり平均約700万円になる。その範囲で自分 たちのまちで今優先順位の高いもの、やりたいことを提案してもらっ て結構ですよ、という条例を平成19年6月議会で提案した。この提案 は全会一致で採択された。

そういう流れの中でコミュニティに予算編成を要望していただくようになって、今年で4年目を迎えた。今年からは各コミュニティの予算編成枠を約1,000万円に増額した。しかし、1,000万円となると使い勝手に困るようだ。500万円なら使えるけれども、金額が増えてくるとだんだんしんどくなってくる。一方で、予算枠をもらったわけだから使わないと損だというような話にもなる。しかし、それは違うでしょう、年度末になると道路工事をして予算消化する市役所はけしからん、と言っていたあなた方が、せっかくの予算枠だから使い切らないともったいない、と言うのでは、今まで批判してきたことと同じであると。この予算枠はキャリーオーバー制とした。例えば600万円の予算編成枠のうち400万円しか使わなかったら、残った200万円のうちの2分の1をキャリーオーバーする。したがって、翌年度は600万プラス100万だから700万円となる。しかし、キャリーオーバーでも半額の100万円分損した気持ちになるようだ。この4年目からは全額キャリーオーバーにすることとした。

校区単位のコミュニティの名称で基金を設定するという基金条例を この3月定例議会で可決したが、一歩進化してきたかなと思っている。

# コミュニティ推進協議会の市職員サポーター

各小学校区のコミュニティ推進協議会の夜の会議には、職員がサポーターとして大体6~7名に出ている。そうすると、協議会の皆さん方に「君らはいいよな、仕事で来ているんだから残業手当をもらうんだろ」と言われる。それに対して職員が、「違います。私たちはこの

事業についてはボランティアで残業手当はもらっておりません。」とこう言うことでやっと職員と地域の人たちの心が通い合う。会長連絡会議を開くと、ある会長に「協議会に来ている職員の皆さんはよく頑張っている」と言われたりもする。しかし、やはり怒鳴られたり叱られたりもするので、職員のサポーターの数が若干減ってきていることも事実である。

### 池田市世界に誇れる安全で安心なまちづくり条例

池田市は10万都市だが、「小さくとも世界に誇れるまち池田を目指そう」というのがキャッチフレーズである。安全安心の面でも世界に誇れる町を目指すため、昨年、「池田市世界に誇れる安全で安心なまちづくり条例」を制定した。なぜ「世界に誇れる」ことを強調したかというと、池田市では10年前に大阪教育大学附属池田小学校事件が起こった。あれからちょうど10年経ち、その附属池田小学校がWHOからインターナショナル・セーフスクールの認証を受けた。つまり、WHOが世界に誇れる安全な学校だと認証したわけである。しかし、市としてはどこかに認証してもらうはなくても、市民がそれを自覚してくれればいいので、「池田市世界に誇れる安全で安心なまちづくり条例」を制定しようということとなった。

阪神・淡路大震災から今年で16年になるが、池田市では既に自衛隊 OBを危機管理監として採用し、現職の消防士も危機管理課の中に入れている。また、附属池田小事件を受けて警察OBを安全パトロールカー4台で市内を巡回させている。今年4月からはこの春で退任した池田警察署警備課長を任期付き正規職員として採用した。自衛隊OBを危機管理監、そして警察OBを安全管理監とする体制をこの条例に基づいて整えたところである。

一方、災害対策としては、11校区全てで自主防災組織を立ち上げ、

自主防災組織数は31になった。以前、新聞報道で、池田市の自主防災組織率は6~7割という数字が出たことがある。これは、小学校区単位で自主防災組織があるかどうかの割合である。現在は11校区全てで自主防災組織があるので100%となるが、その当時は自主防災組織がない校区もあったのでこのような数字になった。しかし、まだまだ今の状態でもいかがなものかなと思っている。

### 東日本大震災の発生と地域防災リーダーの養成

東日本大震災のニュースを目の当たりにして、次の段階として「地域防災リーダー」の養成を検討している。この6月補正予算の中には地域防災リーダーの養成講座を開催するための予算を計上した。今年中に約200名の地域防災リーダーを認定・認証・任命をしたい。

まさかの災害が起こったときに行政がすぐ動けるかというと、そう 簡単にはいかないだろう。首長自身やそのご家族が亡くなってしまう ような壊滅状態にあっても、現場では消防団員の方たちが、自分の身 内が行方不明にも関わらず頑張っている。そういう状況を見ると、ま ずは一定の小さなコミュニティの中で地域の自主防災リーダー、何か あったらあの人が指示を出してくれる、という人を明確にしておく必 要があると思う。認定講座、あるいは講習会を開催して認定証を交付 する。そのような思いがあり、とりあえずは消防団員、それから自主 防災組織の中のリーダー養成講座を受けた人を中心に、今年はまず約 200名に対して、認定講座、あるいは講習会を実施してみたいと思って いる。もしどこかの自治体でアイデアがあればまた教えていただきた い。

### 「国のかたちとコミュニティを考える市長の会」に求められるもの

「国のかたちとコミュニティを考える市長の会」は1回目の開催か

らもう相当な年限を経ているが、いろいろ考えてみて、やっとこの会 の存立意義みたいなものがわかりだしてきた。

今回の被災地支援を見ていても、関西広域連合のネットワークの中では、大阪府と和歌山県が岩手県を支援するという風にカウンターパートを決めて支援に入っている。大阪はとりわけ陸前高田市、あるいは大槌町をパートナーとしてそこに支援に行くこととなった。私も陸前高田市長に何回も電話をして話をした。しかし、「ありがとうございます、助かります」という言葉はあるが、具体的に何をどうしてほしいかというリクエストは出てこない。もとより壊滅状態であるからということが理由の1つだろうが、すでに発生より2カ月経っている。

これはなぜなのか。大阪府の市長会は、府からの提案でも基礎自治体として飲めないことがあれば、率直に意見を言う。ところが県によっては違うようだ。県の意向を重視する。だからこちらから働きかけても、県が県下全域を見渡して物資は足りていると言えば、「もう物資は足りています」ということになる。ところが現場へ行くと、マットレス、裁縫道具、あるいは子どものジャージーが欲しいなど、様々なリクエストがある。

したがって、やはり基礎自治体の首長、あるいはせめて都道府県知事は国会議員の資格を持つべきではないか、と私は思う。こうした兼職については憲法上の問題があるのだろうが、「国のかたちとコミュニティを考える市長の会」あたりがこうしたメッセージを発信しないと制度が変わらないのではないか。今日はそういう提言もさせていただこうかなと思って参加させていただいた。

#### (7) 問題提起 菊地 豊 伊豆市長



### 被災地の状況

先週の金曜日に伊豆市のNPO団体がボランティアツアーを企画したので、私も1市民として行ってきた。夜行バスで出発し、朝に到着し1日ボランティアをして、2日目は仙台で買い物をして帰ってくるというものである。まずは、私がそこで撮ってきた写真をご覧いただきたい。

この写真は、ボランティアセンターから海岸を撮った写真である (瓦礫の山が映っている)。この境界画定を現行法制でやろうとする と何年くらいかかるだろうか。やはり暫定的にどこかが買い上げて一 回整備するという案は、現場を見るとなるほどという気がした。 この写真は、私の身長の4倍か5倍くらいある時計がそのまま止まっていた。おそらくここまで津波が来たということだろう。

伊豆市から参加した36人のボランティアは、6人ずつ6個のグループになり、活動場所を振り分けられた。私のグループは、まちの電気屋さんの店舗の中にたまってしまった重油と思われる5センチくらいの真っ黒なヘドロを5時間くらいかけて掃除した。

6人で1日だったら、家族でもできるじゃないかと思うかもしれないが、当人たちはやる気になれない。2カ月経っても、全然手付かずであったわけである。ご自分の生活があるわけだから、店舗に手を付ける気力は沸かないだろうなという気がした。

私は、平成15年から17年まで青森で自衛隊の連隊長をしていたので、仙台・塩釜沖地震の災害派遣を最も懸念していた。当時、東北地方の最大の脅威は、ロシアが日本に上陸するよりも仙塩地震だと思っていたが、本当に起こってしまった。だから、東海地震の発生確立も世間で言われている87%ではなくて、私の頭の中では100%だと思っている。ただ、東日本大震災のような規模は想定していなかった。本当に1000年に1回のことだろう、と思っている。逆に言えば、我々は1000年に1回の大惨事を目の前で見てしまったという社会的・歴史的責任がある。

#### <国のかたちとコミュニティを考える市長の会>

#### 「伊豆市におけるコミュニティの強化」報告概要

23.5.12 伊豆市長

#### 1 現状

- (1) 急激な少子高齢化
  - a. 22年度出生数

伊豆の国市 (343人)、熱海市 (170人)、下田市 (152人)、 伊豆市 (158人、普通出生率県内最低)

b. 高齢化率

伊豆市 (30%)、土肥地区 (40%)、土肥地区米崎 (60%)

- c. 婚姻率
  - 3. 3人/千人(県内最低)
- (2) 地域力
  - a. 消防団員数

伊豆の国市(427人)、熱海市(379人)、下田市(380人) 伊豆市(655人、人口千人当たり県内1位)

b. 民生児童委員数

105人(地区委員=97人、主任児童委員=9人)

- (3) 市に次ぐ組織
  - a. 「旧町単位」の存続
    - ·旧町役場=市役所支所
    - ・敬老感謝祭=旧町ごと
  - b. 区の数・規模=全128区

大規模:①牧之郷(685世帯、1776人)

- ②修善寺駅前(621世帯、1544人)
- ③能坂(508世帯、1419人)

小規模:①日活(2世帯、5人)

- ②奥野(2世帯、6人)
- ③大幡野(6世帯、10人)

- 2 課題克服の方向
- (1)常設災害対策本部の早期整備 通信機器の確保、移転
- (2) 防災計画の見直し
  - a. 避難所
    - 避難所適地の再検討
    - ・責任者の明示と権限付与の必要性
    - ・プライバシーの確保
  - b. ハード (防潮堤) とソフト (避難訓練) の強化
    - ・子ども園保護者の不安
- (2) 旧小学校区単位のまち創り = 地区委員会の設置検討
  - ・区、消防団、自主防災会の再編成 → 地域づくりの主体に
  - ・地域福祉委員会との連携
  - ・民生委員、保健委員等の活動強化(個人情報保護法の克服)
- (3)情報収集・応急措置
  - ・建設業組合、管工業組合との災害協定
  - 独自の通信手段の確保
  - ・地区ごとにバイク部隊を
- (4) 国、被災地(数県)、市町村の役割
  - ・国が被災した場合(関東大震災)は?
  - ・県が被災した場合(連動型東海地震)は?
  - ・市が被災した場合(同上)は?
  - →陸上自衛隊方面総監部に、現場における相互調整機能を

#### 3 縣案

- (1) コミュニティの効用と負担のバランス 若者世代は、地域活動(消防団や出役仕事)を負担と感ずる
- (2) 別荘地におけるコミュニティの形成 高齢化した別荘地住民のコミュニティ形成が困難

#### 急激な少子高齢化

このことを踏まえた上で、伊豆市の話となるが、伊豆市はコミュニティどころではなく、市そのものが崩壊しそうである。伊豆市の新成人の数は、お隣の伊豆の国市とほぼ同じで450人ほどであるが、出生者数は伊豆の国市が350人なのに対し、150人ほどである。つまり、5年後の伊豆市の小学1年生は150人ということである。私が市長になった3年前には小学校が市内に12校あったが、去年1校、今年2校、来年2校、再来年3校無くして、4校に再編成する計画となっている。これでは、先ほど話があったような地域コミュニティを小学校区単位でつくるというのは難しい。

また、伊豆市の高齢化率は30%である。日本の20年後の姿と言える。 中でも、旧土肥町は既に40%、さらに土肥の一番南の海岸地域は60% となっている。さらに、婚姻率は県内最下位である。

しかし、消防団員は非常に多く655人というのは、人口3倍の三島市よりも団員数そのもので比べても多い。ただ、この中にはかなり市の職員数も含まれている。かろうじて、消防団や民生委員といった地域力は残っているというような状況である。

平成16年に市は合併し、人口は3万5000人となったが、行政区は128 区も残っている。旧修善寺町の牧之郷という区では685世帯1,776人もいるが、2世帯しかいない区もある。区の規模がこれだけ違うと、コミュニティとして同一に扱えない。

### コミュニティを維持するための方策

このような伊豆市で、本日のテーマである防災の観点からどうやってコミュニティを維持していくか。

1つ目としては、どうしても自衛隊に所属していた癖で初動が大事 と考え、3階建て市役所の1階の駐車場があったところを改修して常 設災害対策本部をつくった。今はそこに大きな地図を展開して、病院 や消防署をプロットしている。近いうちに道路の状況や、その日にど の病院にどの医者がいるのか、そういった日々の状況をプロットした いと思っている。

今回の大震災では、伊豆市にも大津波警報が出たので避難所を開設した。夜になって避難所を見てみると、まだ警報が解除されていないのに全員が自宅に帰ってしまったところと、まだ全員が避難所に残っているところではっきり分かれた。市の職員がいる避難所はまだ住民が残っていたが、職員がいないところは勝手に帰ってしまっていた。つまり現場の責任者がいるかいないかが大事ということである。市の職員を全ての避難所に配置することはできないので、自主防災会あるいは区の役員などに、避難所の現場責任者の権限を明示し、付与しておかないといけないと痛感した。

本日、先ほどから話題に出ている地域コミュニティ組織については、 伊豆市では今年1年間で、社会福祉協議会内の地域福祉委員会の地区 分けで作ることを検討していきたいと考えている。地域コミュニティ 組織を作る中で、全128行政区の消防団や自主防災組織の再編成、地域 福祉委員会との連携等々をまとめていけばいいのではないか。

# 震災時における自衛隊のあり方

元自衛官としては、こんなときにこそ自衛隊はあると思う。県、市、 消防、警察などは平時の法制度やインフラが前提となって活動してい るが、自衛隊は何にもないとき、どんな状況でも動くことができる。

自衛隊には、方面総監部の下に大体3~4県に1つ師団司令部があるが、師団司令部は相互調整能力が十分ではない。方面総監部が普段から陸海空自衛隊・米軍・警察・消防・県庁との連絡調整を行うようになっているが、それに加えて師団司令部にボランティアの相互調整

の権限を与える。それを政府が政治的に支援すればいいのではないか と東北に行くまでは思っていた。

しかし、やはり現場に行ってみると、とてもそれでは足りない。総理は今回5回ほど現場に行かれたようだが、そういった余計なことをしなくてもいいように、政府の前線司令部、すなわちフォワード・ヘッドクオーターズを組むべきである。総理は官邸に残って、総理の名代となる政治的な現場指揮官を現地に配置し、そこが陸上自衛隊の方面総監部とともに、支援活動と政治行政のフォワード・ヘッドクオーターズとなるのが現時点では最も効果的なのではないかと考えている。

#### コミュニティの効用とその負担

最後に、伊豆市の懸案だが、なぜこんなに子どもが減っているかというと、小学生くらいの子どもを持っている現役世代の親は、みんな引っ越ししてしまうからである。三島、函南、長泉などのように住みやすくて、新幹線の駅があって、職場があるところに引っ越してしまう。実はしかし、この他にもう一つ理由がある。伊豆市は予算がないので、本当は市の公共事業なのだが、原材料だけ支給して農道とか林道とか市道を住民に補修してもらうことがある。これが嫌だということで引っ越してしまっているのである。結果的に現役世代が減って子どもが減っているのである。コミュニティの効用とその負担を、どうバランスを図っていくかということに頭を痛めている。

それからもう1つは、やはり別荘地である。伊豆市は、富士山と駿河湾が見えて、温泉があるという別荘地がある。そこに、私は現役世代の住民誘致をしたいのだが、おそらく誘致しなくてもこれからアクティブ・シニアの皆さんが伊豆に来られると思う。そうすると、そこのコミュニティをこれからどうやって形成していくかということが懸案だと思っている。

### (8) 意見交換



○ 高齢化が進んでおり、団塊世代に対して団塊ジュニア世代は約半分しかいない。このような状況では、私は自治会の組織率はバラバラでも良いのではないかと考えている。自治会と老人会の構成メンバーはほとんど同じで、自治会の会合にはほとんど出ないが、老人会には頻繁に顔を出す人もいるので顔を合わせる機会があれば問題ないのではないか。

○ 自治会に入っている人と入っていない人が同じサービスを受けて 良いのだろうか。自治会に入るといろいろな責務を負わされるが、嫌 だと言えば自治会に入らなくても許される。いかに助け合いの精神が 必要なのかということをしっかり議論し、自治会に入らない人はメリ ットがないというふうに差別化しないと、自治会に入らない人が増え 続けるのではないか。

- 個人情報保護法が過大評価をされ、町内の名簿をつくることが全 自治区で行われなくなり、コミュニティの崩壊へつながってきている のではないか。
- 自治会加入者と未加入者を差別化するという考えは、思いはわかるが自治会未加入者を行政サービスの中で差別は出来ない。
- 個人情報の問題は、上乗せ条例を作るなどして解決できるのではないか。池田市では、市内に居住する全ての65歳以上の高齢者2万3000人の安否確認を民生委員と地区福祉委員が行う「高齢者安否確認に関する条例」をつくった。
- 個人情報保護法は、個人情報保護の部分ばかり注目され、有効的な利用という部分が抜けているのではないか。
- 個人情報の問題は、行政の方で身構えてしまっているところもあると思う。
- 「新しいコミュニティのあり方に関する研究会」の報告書でも、個人情報保護に関する問題を整理している。個人情報保護法では、法の対象となるのは5000件を超える個人情報を取り扱う事業者としており、自治会などはほとんど対象とならない。過度に自己抑制している面があると思う。一方で、個人情報保護法の対象とならなくても、勝手に個人情報を集めて提供すれば、住民からの信頼を失い、協力を得られなくなってしまう。まずは、法律で禁止されていることかどうか

をはっきりさせる。そして、禁止の対象とならなくても、住民が不安 を持たないように配慮していることをしっかりと説明することが必要 であろう。

- 民生委員、自主防災組織の役員と協力して、緊急時非難困難者を リストアップして、鍵付きの書庫を市で買い上げ各自治会に貸し付け て、その中に名簿を管理するという取組みを今年度からスタートさせ た。あらかじめ、民生委員や自主防災組織の役員には、市の担当者か ら個人情報の取り扱いに関する研修をしっかり受けてもらった。また、 この取組みを始めるにあたっては、個人情報保護審査会から許可をも らっている。
- 民生委員は、今誰が入院しているかとか、どこの病院に通っているかなど、実にリアルな情報を持っている。災害時の安否確認はこのような情報を活用した方が良い。
- 我が市でも自治会の加入率が毎年下がってきているが、先ほどから議論に出ているように若い世代の参加が大きな課題と思っている。 一方で、消防団や水防団の定員は充足している。活躍の場があれば、若い人たちは参加するのではないか。
- 今自治会というのは極めて重要なパートナーと考え、市議会に対して予算説明をするだけでなく、現在3月の予算の記者発表の前に自治会連合会の協議会の中でも我々のパートナーとして予算の説明をしている。
- 合併した際に各旧市町村単位で地域協議会をつくったが、その上

には区協議会があり、屋上屋を架すようになってしまい、旧行政の枠が取り払われないので地域協議会を廃止した。NPOを作って過疎地域の活性化に取り組むなど現在では地区によって様々な取組みが見られる。これからは、もっと細かな単位のコミュニティをどうやって維持していくかということと、その区をどう振興するかということが大事だと考えている。

○ 国際交流協会とかさまざまな団体を過去に市が事務局で市役所の中に抱え込んでつくってきたが、補助金を出しながら事務局を市の職員がやるということは問題があると数年前から監査で指摘をされ、順次全部市役所の外に出してきている。うまくいっている事例は随契ではないので競争になるが、翌年度からこういう委託事業を募集するということを示して進めたところで市民活動がさらに自立に向けて頑張っている。

北海道のニセコ町では、町役場の中にあった観光協会を外に出すと きに株式会社にして、市が出資をして、今は配当を受けているそうで、 そういうやり方に誘導していく必要があると思う。

- 自治会・町内会の加入率あるいはコミュニティ活動への参加、不 参加に関しては、例えば戸建てと集合住宅というくくりもあるが、永 住する気があるか、あるいは永住でなくても長期的に居住する意思が ある人か一時的な居住なのかによって、全く違う論理が動く。子ども がいる方はまだコミュニティ活動に誘導しやすいが、子どもができる 前の方たちはいかんともしがたいと思う。
- 住民の町内会に対する要望と、区民の区政に対する要望と、それ から都民の都政に対する要望は80%が同じもの。違うのは東京都が持

っている医療に対する要望。結果的には地域の方と行政とがいかに連携、協働がとれるかということが21世紀のこれからの市政運営の課題だと思う。

- 一人暮らしの、特に若い人の対策というのは非常に難しい。ワンルームマンションが非常に増えてきており、学校との連携をとるなどして対応している。
- 3月11日に地震があって、12日、13日頃からいわゆる原発地域からどんどん避難してくる人がいて、最終的には、1,600人ぐらい引き受けた。ある日突然というか時間に関係なく自家用車であるいはバスとかで送り込まれてくる状況で計画的には全く来ない。今度は1,600人ぐらいいた人たちは120人くらいに今はなっている。要するに全く統制がとれておらず、散り散りばらばらに逃げたため、いまだに当該市町村が全員どこにいるのかというのは把握できていないし、我々のほうも、一体どれぐらい来るのかも全くわからないままにやってきていた。
- 救援物資を送る際はルール上、市町村ではなく都道府県が窓口になって都道府県を経由してくることに一応なっているが、ルール化された都道府県を通じて需要のあった市町村に届いたものはないという状況で、全く機能していない。

避難者の食事は県が担当しているが、1日2,000食(おにぎりとパンが一人1回2個ずつ)、4,000個のおにぎりとパンが一度に市役所に来て我々が配付する。人数が増減していてもずっと2,000食分。そして、食べる人は全然遠くでつくって持ってくるから冷えているので、地元に弁当屋もあるのだから地元を使えば温かいものを食べられると県とかけあってやることにして解決した。

- 大震災での経験から国のかたちという意味では、早急に議論をして、国の役割、県の役割、あるいは県というのはそれでいいのかどうかというのも含めて、もっと私は市町村に、つまり我々のような現場、フロントにもっと任せるべきことは任せてもいいのではないか。
- いろいろな市町村から何百人も来て体育館に入っているが、そこで何か自治組織のようなリーダーが出て、いわゆるコミュニティができて、全部統制をとって自主的に運営し、例えばどういうものが欲しいとか、たくさんの救援物資があっても何が不足しているのかということを、市町村職員が聞いてもわからないことを伝えてくれた。
- 実は中国の四川大地震のときに対口支援という、被災地を特定して各自治体が責任持ってその被災地をしっかりと支援するという方法をとって非常に大きな効果をあげた。市が独自で現地調査して、これから徹底して長期的に1つの市を支援していくということで、市は職員の随時派遣、商工会議所は相手方の商工会議所との連携、社会福祉協議会はボランティアの受入れで協力を始めた。長期戦になるので長期の職員派遣も実施するが、このようにやっていかないと効果的な支援体制はできないと私は思う。
- 大震災の消防の応援派遣についても、市長は職員の身の安全も考えて判断しないといけない。
- 市長会を通じた被災地支援は重要な役割を果たしている。

### (9) まとめ 綾宏 坂出市長

ありがとうございました。我々は市長として、やはり法的根拠と、 それから一番市民の安全、そういうことをやはり自覚しないといけな いと思う。

各市でそれぞれやり方も違い、特に個人情報の取扱いなども参考になったかと思う。また、自治会の加入率の低下だけではなくて、それをカバーできるものもあるという話もあった。大震災を契機に基礎自治体としての役割の大きさを改めて認識した。

どうもご協力ありがとうございました。

# 参考資料

個人情報の適正な活用に関する事例

#### 3. 参考資料 個人情報の適正な活用に関する事例

#### 照会の趣旨・目的

第11回国のかたちとコミュニティを考える市長の会では、「コミュニティの再生」をテーマに議論していただいたところであるが、その際、個人情報保護法施行後、自治会などで名簿を作ったり、市役所の有する情報を災害支援団体等に提供したりすることが困難になっている状況についてご指摘があった。

個人情報の保護に関する法律は、「個人情報の有用性に配慮しつつ、 個人の権利利益を保護することを目的」としていることから、過度に 保護に傾くことなく、住民の生命や安全の確保等に必要な情報につい ては「適正な取り扱い」のもとで活用を図るべきであり、参加してい る市長からいくつかの活用事例も紹介された。

そこで、必要とされる個人情報を適正に活用している取組みを収集 し情報提供するよう要請されたことから、第 11 会議に参加された市 長にご協力いただき、ご提供いただいた情報を次ページ以下に掲載す るものである。

# 照会の概要

- (1) 調査対象 第11回会議に首長本人が出席された23市区
- (2) 実施機関 平成23年6月30日~7月29日
- (3) 調査方法 Eメールによる発送、Eメールによる回収
- (4) 回収状况 有効回収数8団体

# 福島県伊達市

#### (調査様式1) 市役所から外部への提供情報について

情報の提供先	伊達市民生委員連絡協議会、伊達市社会福祉協議会
提供する情報	障がい者、要介護者等、災害時要援護対象者の氏名・住所・
	生年月日・性別・世帯主氏名等。
提供目的	災害時要援護者の避難の支援を行うため。
提供先における	市の災害時要援護者対象者台帳・災害時福祉マップを基に、
情報の活用の	提供先が災害発生時に迅速かつ的確な避難支援を行うのに役
<u></u> 仕方	立てる。
提供先における	利用に関しては必要最低限度とすることと、情報漏洩に繋が
情報管理	る保管の仕方をしないことを提供の際、通知文書に明記。
個人情報保護 条例等との関係 ※該当するもの に〇印をつけ、該 当条項等を ご記入下さい	① 伊達市個人情報の保護に関する条例(以下「保護条例」という)第9条で「利用及び提供」に関して制限がある。又はない。② ①で「ある」の場合、次のいずれに該当するか・保護条例第9条第1項第6号(「利用及び提供に関する制限」の例外事項)に該当するものとして提供・別途条例を制定し、保護条例に定める「利用及び提供に関する制限」の適用を除外する・その他( ③ ①で「ある」の場合、保護条例に定める「利用及び提供
	に関する制限」を外すにあたって、市の個人情報保護審 査会の意見を聴いているか 聴いている) 又は 聴いていない
個人情報保護と	
の関係において	
特に工夫した	
こと	
その他	

問合せ先	都市名:福島県伊達市
担当部課名:総務企画部総務課	Tel: 024-575-1111

# 福島県伊達市

### (調査様式2) 地域活動団体における個人情報の収集・活用について

団体の種類	町内会	
収集等する情報	会員氏名・住所等	
目 的	町内会運営のため	
情報の活用の	情報の管理、活用方法については各町内会によって違う。	
仕方	会長が一括管理しているところもあれば、名簿を作成し各戸	
	に配布しているところもある。	
情報管理		
個人情報保護 との関係	① 個人情報の保護に関する法律で規定する「個人情報取り扱い事業者」(個人情報の保護に関する法律で規定する「個人情報取り扱い事業者」個人情報データベース等を事業の用に供している者。同法第2条第3項)に該当するか該当する 又は 該当しない	
※該当するもの に○印をつけ、該 当条項等を ご記入下さい	② 当該団体が個人情報の収集又は利用するに当たり、どのような手続き等をとっているか。 ・本人の合意を得ている ・収集情報を必要最小限に限定し、管理を徹底すること等の対策をとり、総会の合意に基づいて実施 ・その他()	
個人情報保護と の関係において 特に工夫した こと		
その他		

Ī	問合せ先	都市名:福島県伊達市
Ī	担当部課名:総務企画部総務課	Tel: 024-575-1111

### (調査様式1) 市役所から外部への提供情報について

情報の提供先	市民及び全国の地方自治体等
提供する情報	NPO・ボランティア団体等の代表者名、連絡担当者の氏名、電
	話番号、ファクシミリ、Eメールアドレス
提供目的	市内活動団体の連携強化、活動の活性化のため
提供先における	地域課題を解決するために団体間で協力して活動をおこなう
情報の活用の	ことができるよう NPO・ボランティア団体情報を活用する。
仕方	
提供先における	ホームページの情報を活用しているため特に使用方法の制限
情報管理	はない。
個人情報保護 条例等との関係 ※該当するもの に○印をつけ、該 当条項等を ご記入下さい	① 取手市個人情報の保護に関する条例(以下「保護条例」という)第11条で「利用及び提供」に関して制限がある)又はない ② ①で「ある」の場合、次のいずれに該当するか・保護条例第条第項第号(「利用及び提供に関する制限」の例外事項)に該当するものとして提供・別途条例を制定し、保護条例に定める「利用及び提供に関する制限」の適用を除外する ・その他(団体独自の判断で提供しているため保護条例に該当しない) ③ ①で「ある」の場合、保護条例に定める「利用及び提供に関する制限」を外すにあたって、市の個人情報保護審査会の意見を聴いているか、聴いている)又は聴いていない
個人情報保護と	各団体の判断でホームページに個人情報を記載するか判断し
の関係において	ている。
特に工夫した	
こと	
その他	

問合せ先	都市名:取手市
担当部課名:総務部 市民活動支援課	Tm: 0297-74-2114(内線 1172)

# (調査様式2) 地域活動団体における個人情報の収集・活用について

団体の種類	市内で活動する NPO・ボランティア及び生涯学習団体
収集等する情報	NPO・ボランティア団体等の代表者名、連絡担当者の氏名、電
	話番号、ファクシミリ、Eメールアドレス
目 的	他団体に協力を求めたり、提供される情報を活動に役立てる
	ため。
情報の活用の	地域課題を解決するために団体間で協力して活動をおこなう
仕方	ことができるよう NPO・ボランティア団体情報を活用する。
情報管理	団体の責任において情報を管理している。
個人情報保護との関係	① 個人情報の保護に関する法律で規定する「個人情報取り扱い事業者」(個人情報の保護に関する法律で規定する「個人情報取り扱い事業者」個人情報データベース等を事業の用に供している者。同法第2条第3項)に該当するか該当する 又は 該当しない 2 当該団体が個人情報の収集又は利用するに当たり、どのような手続き等をとっているか。
※該当するもの に○印をつけ、該	・本人の合意を得ている
当条項等を	・収集情報を必要最小限に限定し、管理を徹底すること等の
ご記入下さい	対策をとり、総会の合意に基づいて実施
	・その他 ( )
個人情報保護と	なし
の関係において	
特に工夫した	
こと	
その他	

問合せ先	都市名:取手市
担当部課名:総務部 市民活動支援課	Tm: 0297-74-2141(内線 1172)

### (調査様式1) 市役所から外部への提供情報について

情報の提供先	取手市83地区自主防災組織	
提供する情報	65才以上の独居老人・高齢者及び要介護3以上の認定者	
	(災害時の要支援者) の氏名、住所、電話番号	
提供目的	災害時の避難を支援し、当該要避難支援者の身体・生命を守	
	る	
提供先における	災害発生時に、要避難支援者の避難を支援する担当者が当該	
情報の活用の	要避難支援者を安全に避難させることができるよう、あらか	
仕方	じめ当該要避難支援者に関する情報を保有し、活用して直ち	
	に避難支援を行う。	
提供先における	・当該提供情報は、自主防災組織の代表者と避難支援者のみ	
情報管理	保有	
	・提出先から誓約書を市に提出	
	① 取手市個人情報保護条例(以下「保護条例」という)第	
	11条で「利用及び提供の制限」に関して制限が	
個人情報保護	(ある)又はない	
条例等との関係	② ①で「ある」の場合、次のいずれに該当するか	
	・ 保護条例第11条第2項第1号(「利用及び提供の制限」	
	の例外事項)に該当するものとして提供	
※該当するもの	・別途条例を制定し、保護条例に定める「利用及び提供に	
に○印をつけ、該	関する制限」の適用を除外する	
当条項等を	・その他(団体独自の判断で提供しているため保護条例に	
ご記入下さい	該当しない)	
	③ ①で「ある」の場合、保護条例に定める「利用及び提供	
	に関する制限」を外すにあたって、市の個人情報保護審	
	査会の意見を聴いているか	
	聴いている 又は (聴いていない)	
個人情報保護と		
の関係において		
特に工夫した		
こと		
その他		
CVAIR		

問合せ先	都市名:取手市
担当部課名:安全安心対策課	Tel: 0297-74-2141

### (調査様式1) 市役所から外部への提供情報について

情報の提供先	取手市各地区自主防災会	
提供する情報	身体が不自由又は65歳以上の一人暮らしの高齢者及び65	
	歳以上の高齢者のみの世帯(要援護者)の氏名、住所、電話	
	番号	
提供目的	災害時の避難を支援し、要援護者の身体・生命を守る。	
提供先における	災害発生時に安全に避難できるよう情報を保有するとともに	
情報の活用の	活用し、要援護者の避難支援を行う。	
仕方		
提供先における	自主防災会責任者が保有	
情報管理		
	① 取手市個人情報の保護に関する条例(以下「保護条例」	
	という) 第11条で「利用及び提供」に関して制限が	
個人情報保護	(ある)又はない	
条例等との関係	② ①で「ある」の場合、次のいずれに該当するか	
	・保護条例第11条第2項第1号(「利用及び提供に関する	
	制限」の例外事項)に該当するものとして提供	
※該当するもの	・別途条例を制定し、保護条例に定める「利用及び提供に	
に○印をつけ、該	関する制限」の適用を除外する	
当条項等を	・その他(	
ご記入下さい	③ ①で「ある」の場合、保護条例に定める「利用及び提供	
	に関する制限」を外すにあたって、市の個人情報保護審	
	査会の意見を聴いているか	
has a little teach.	聴いている 又は (聴いていない)	
個人情報保護と		
の関係において		
特に工夫した		
こと		
7 - 11		
その他		

ĺ	問合せ先		都市名:取手市
	担当部課名:健康福祉部 を	上会福祉課	Tel: 0297-74-2141

## 和光市

情報の提供先	<ul><li>朝霞地区一部事務組合埼玉県南西部消防本部 ・和光消防</li></ul>
11714 3500 0 0	署 ・和光市消防団 ・自主防災組織 ・自治会 ・民生委
	員児童委員 ・和光市社会福祉協議会 ・和光市地域包括支
	援センター
提供する情報	市内に住所を有し、災害時に自力で避難することが困難な者
	(75 歳以上、要介護 2 以上、身障手帳 1~2 級、埼玉県療育手
	帳A・A・B、精神障害者手帳1級、難病患者、その他市長
	が認める者)の氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、現在
	の身体等の状態、世帯構成、緊急連絡先、災害時避難支援者
	の有無、自治会名、その他支援に必要な事項
提供目的	災害時に自力で避難することが困難なため、地域の援護を必
	要とする市民が安全に避難できるよう、地域における避難支
	援活動及び災害に備えた市民等の協力体制づくりを推進する
	ことを目的とする。
提供先における	災害時における情報伝達、安否確認、避難行動等の支援をは
情報の活用の	じめ、平常時においては、日常生活の見守りや地域の防災訓
仕方	練等を通した地域福祉の向上のために活用する。
提供先における	・登録情報及び支援を行う上で知り得た個人の秘密を第三者
情報管理	に漏らさない。(その職を退いた後も同様とする。) ・登録情報の目的外使用禁止
	・台帳の写しの紛失等がないように適正に管理すること。
	・上記事項の遵守を含む内容の台帳受領書を市に提出する。
	① 和光市個人情報の保護に関する条例(以下「保護条例」
	と <u>いう</u> ) 第 10 条で「利用及び提供」に関して制限が
個人情報保護	ある)又はない
条例等との関係	② ①で「ある」の場合、次のいずれに該当するか
	・保護条例第10条第1項第7号(「利用及び提供に関する
	制限」の例外事項)に該当するものとして提供
※該当するもの	・別途条例を制定し、保護条例に定める「利用及び提供に
に○印をつけ、該	関する制限」の適用を除外する
当条項等を	<ul><li>その他(</li></ul>
ご記入下さい	③ ①で「ある」の場合、保護条例に定める「利用及び提供
	に関する制限」を外すにあたって、市の個人情報保護審
	議会の意見を聴いているか
	(聴いている) 又は 聴いていない

個人情報保護と の関係において 特に工夫した こと	実施方法を検討するに当たり、地域福祉計画推進委員会において災害時要援護者対策検討部会を設け、関係団体代表者及び市民からの公募委員等からの意見を幅広く聴取した。また、庁内においては関係各部局職員が構成する支援班会議を開催し、制度について検討・調整を図った。
その他	

問合せ先	都市名:埼玉県和光市
担当部課名:保健福祉部社会福祉課	Tel: 048-464-1111

## 和光市

# (調査様式2) 地域活動団体における個人情報の収集・活用について

団体の種類	自治会
収集等する情報	自治会会員の氏名、住所、電話番号、同居家族の人数
目 的	自治会の運営のため
情報の活用の	名簿を作成し、会員に配付
仕方	
	・会員外には名簿情報を出さない
情報管理	・上記について通知文及び総会にて合意を得て、会員が提供
	を希望する情報のみを名簿に記載する。
	① 個人情報の保護に関する法律で規定する「個人情報取り
	扱い事業者」(個人情報の保護に関する法律で規定する「個人
個人情報保護	情報取り扱い事業者」個人情報データベース等を事業の用に供
との関係	している者。同法第2条第3項)に該当するか
	該当する 又は (該当しない)
	② 当該団体が個人情報の収集又は利用するに当たり、どの
※該当するもの	ような手続き等をとっているか。
に○印をつけ、該	○本人の合意を得ている
当条項等を	○収集情報を必要最小限に限定し、管理を徹底すること等の
ご記入下さい	対策をとり、総会の合意に基づいて実施
	・その他(
個人情報保護と	総会等で、自治会名簿の作成は5000世帯未満の会員数であれ
の関係において	ば、個人情報保護法の適用を受けるわけではないことを説明
特に工夫した	し、理解を求めている。
こと	
	※この回答は、市内における名簿作成の成功している取組み
その他	として紹介しているものであり、全ての自治会が回答どおり
	の取り扱いをしているわけではありません。

問合せ先	都市名:和光市
担当部課名:市民環境部 市民活動推進課	Tet: 048-424-9120 (ダイヤルイン)

# 流山市

情報の提供先	流山市安心メールの登録者		
提供する情報	防犯、光化学スモッグ、火災・災害時の情報提供		
提供目的	情報の共有化を図る目的で情報提供している。		
提供先における	地元警察署からの犯罪発生情報など、安心メールへの登録者		
情報の活用の	へ情報提供を行うことにより、市民の安心安全を図る。		
仕方			
提供先における	当該情報提供は、登録者のみ保有。		
情報管理			
	① 流山市個人情報保護条例(以下「保護条例」という)第		
	10条で「利用及び提供」に関して制限が		
個人情報保護	(ある)又は ない		
条例等との関係	② ①で「ある」の場合、次のいずれに該当するか		
	・ 保護条例第10条第1項第7号(「利用及び提供に関する		
	制限」の例外事項)に該当するものとして提供		
※該当するもの	・別途条例を制定し、保護条例に定める「利用及び提供に		
に○印をつけ、該	関する制限」の適用を除外する		
当条項等を	・その他( )		
ご記入下さい	③ ①で「ある」の場合、保護条例に定める「利用及び提供		
	に関する制限」を外すにあたって、市の個人情報保護審		
	査会の意見を聴いているか		
hans to the time term with a	(聴いている) 又は 聴いていない		
個人情報保護と	特になし		
の関係において			
特に工夫した			
こと			
	【安全安心メール配信例】		
	→ 「行方不明者の情報提供をお願いします(流山警察署か		
7 0 114	らのお知らせ)」		
その他	→ 安心安全メール (本文) 「流山警察署からのお願い」		
	昨夜(○月×日)午後○時頃から、本市●●町に住む小学		
	生兄妹(●●×男さん11歳・●●×子さん8歳)が行方不		
	明となっております。以下略		

問	合せ先			都市名:千葉県 流山市
担	当部課名:	市民生活部	安心安全課	Tel: 04-7150-6312

## 岐阜市

情報の提供先	岐阜市内の自治会
提供する情報	・76歳以上の高齢者及び世帯主の氏名
	・76 歳以上の高齢者の住所・年齢・性別
提供目的	岐阜市が75歳以上の高齢者について存否を確認するため。
提供先における	各自治会が開催する敬老会への出席者の情報、案内通知を
情報の活用の	した際の聞き取り情報等を得るため情報を名簿形式で自治会
仕方	へ外部提供(貸し出し)し、情報記載後返却させる。
提供先における	
情報管理	
個人情報保護 条例等との関係 ※該当するもの に○印をつけ、該 当条項等を ご記入下さい	① 市個人情報の保護に関する条例(以下「保護条例」という)第10条で「利用及び提供」に関して制限がある。又はない。 ② ①で「ある」の場合、次のいずれに該当するか・・保護条例第10条第2項第6号(「利用及び提供に関する制限」の例外事項)に該当するものとして提供・別途条例を制定し、保護条例に定める「利用及び提供に関する制限」の適用を除外する・その他( ③ ①で「ある」の場合、保護条例に定める「利用及び提供に関する制限」を外すにあたって、市の個人情報保護審議会の意見を聴いているか、聴いている)又は、聴いていない
個人情報保護と	たいしている メル ポペーというよい
の関係において	
特に工夫した	
こと	
その他	

問合せ先	都市名:岐阜市
担当部課名:行政部行政課	Tel: 058-265-4141 (内線 2406)

## 岐阜市

## (調査様式2) 地域活動団体における個人情報の収集・活用について

団体の種類	自治会		
収集等する情報	自治会員の世帯主、氏名、住所、電話番号、緊急連絡先。		
目 的	自治会の運営、災害時対応のため。		
情報の活用の	名簿を作成し、自治会長が保管。		
仕方			
情報管理	外部への公表や、会員への配布はされていない。		
個人情報保護 との関係	① 個人情報の保護に関する法律で規定する「個人情報取り扱い事業者」(個人情報の保護に関する法律で規定する「個人情報取り扱い事業者」個人情報データベース等を事業の用に供している者。同法第2条第3項)に該当するか該当する 又は 該当しない 当該団体が個人情報の収集又は利用するに当たり、どの		
※該当するもの	ような手続き等をとっているか。		
に○印をつけ、該	○本人の合意を得ている		
当条項等を	○収集情報を必要最小限に限定し、管理を徹底すること等の		
ご記入下さい	対策をとり、総会の合意に基づいて実施		
	<ul><li>その他( )</li></ul>		
個人情報保護と	個人情報保護法に準じて、個人のプライバシーを守る観点か		
の関係において	ら、本籍、職業、勤務先、学校名等の情報は収集されておら		
特に工夫した	ず、目的以外の利用や、外部への提供はしないように運営さ		
こと	れているようである。		
その他			

問合せ先		都市名:岐阜市
担当部課名:市民参画部	市民協働推進課	Tel: 058-265-4141

## いなべ市

情報の提供先	民生委員児童委員
提供する情報	民生委員児童委員が担当する65歳以上の氏名、住所、生年月
	日、性別
提供目的	高齢者に係る福祉活動の充実を図り、地域福祉の発展のため
提供先における	民生委員の職務である住民の生活状態を必要に応じて、適切
情報の活用の	に把握する基礎情報として活用
仕方	
提供先における	「いなべ市民生委員児童委員に対する個人情報の提供に関す
情報管理	る要綱」を制定し遵守事項、利用制限を定めている。
個人情報保護 条例等との関係 ※該当するもの に○印をつけ、該 当条項等を ご記入下さい	① いなべ市個人情報保護条例(以下「保護条例」という) 第8条で「利用及び提供」に関して制限が ある)又はない ② ①で「ある」の場合、次のいずれに該当するか ・保護条例第8条第1項第7号(「利用及び提供に関する 制限」の例外事項)に該当するものとして提供 ・別途条例を制定し、保護条例に定める「利用及び提供に 関する制限」の適用を除外する ・その他( ③ ①で「ある」の場合、保護条例に定める「利用及び提供 に関する制限」を外すにあたって、市の個人情報保護審 査会の意見を聴いているか 聴いている 又は 聴いていない
個人情報保護と	市の個人情報保護審査会の意見を聴き、要綱を制定し情報を
の関係において	提供することとした。
特に工夫したこと	
その他	

問合せ先 いなべ市 福祉部	都市名:いなべ市
担当部課名:長寿介護課	Tel: 0594-78-3518

## 池田市

情報の提供先	民生・児童委員協議会、社会福祉協議会
提供する情報	氏名、住所、生年月日、性別
提供目的	高齢者の安否確認
提供先における	提供する情報に基づき、高齢者の安否確認を行う。
情報の活用の	
仕方	
提供先における	安否確認終了後は、提供した名簿を全件回収する。
情報管理	社会福祉協議会には、委託契約により個人情報守秘義務を課
	す。
	① 池田市個人情報保護条例(以下「保護条例」という)第
	11条で「利用及び提供」に関して制限が
個人情報保護	(ある)又はない
条例等との関係	② ①で「ある」の場合、次のいずれに該当するか
	・保護条例第11条第2項(「利用及び提供に関する制
\0.00\day\0.1 \cdot \0.00	限」の例外事項)に該当するものとして提供
※該当するもの	・別途条例を制定し、保護条例に定める「利用及び提供に
に〇印をつけ、該	関する制限」の適用を除外する
当条項等を	・その他( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )
ご記入下さい	③ ①で「ある」の場合、保護条例に定める「利用及び提供
	に関する制限」を外すにあたって、市の個人情報保護審
	<u> </u>
個人情報保護と	(聴いている) 又は 聴いていない ・提供先を限定したこと。
の関係において	・民生委員に課せられた守秘義務の遵守、社会福祉協議会に
特に工夫した	は委託契約締結により守秘義務を課したこと。
こと	・提供する個人情報は、個人が特定できる最低条件の4項目
	に限定したこと。
	TOPPOL OTC CO
その他	
L	

問合せ先	都市名:池田市
担当部課名:保健福祉部 高齢介護課	Tel: 072-754-6123

情報の提供先	各自主防災組織(自主防災組織未結成地域の場合は自治会)
提供する情報	在宅の高齢者・要介護認定者・障がい者・難病患者等で、災害時に支援を必要とする者の氏名・住所・電話番号などを、 平成22年4月に策定した「大阪狭山市災害時要援護者支援プラン(全体計画)」に基づき提供する。
提供目的	要援護者の自助及び地域(近隣)の共助を基本とし、要援護者への情報伝達体制や支援体制の整備を図ることにより地域の安全・安心体制を強化することを目的とする。
提供先における 情報の活用の 仕方	「大阪狭山市災害時要援護者支援プラン(全体計画)」に基づき「災害時要援護者台帳【名簿】」(地域の要援護者の一覧表)及び「災害時要援護者台帳【個別計画】」(一人ひとりに対する書類)を自主防災組織が保有し、各要援護者に対しての支援活動を行う。
提供先における情報管理	<ul> <li>情報は紙ベースでファイルにして提供する。(コピー厳禁)</li> <li>ファイルは、第三者が入手することが出来ないように、鍵のかかる書類保管庫を市が提供し地区会館などで保管する。</li> <li>自主防災組織の役員と災害時要援護者を支援する者は情報を共有する。(紙ベースではしない)</li> <li>自主防災組織の代表者と、情報の取扱いについて誓約書を交わす。</li> </ul>
個人情報保護 条例等との関係	① 大阪狭山市個人情報保護条例(以下「保護条例」という)第8条で「利用及び提供」に関して制限がある)又はない ② ①で「ある」の場合、次のいずれに該当するか・ ・ 保護条例第8条第1項第1号(本人の同意があるとき。)に該当するものとして提供
※該当するもの に○印をつけ、該 当条項等を ご記入下さい	・別途条例を制定し、保護条例に定める「利用及び提供に関する制限」の適用を除外する ・その他( ③ ①で「ある」の場合、保護条例に定める「利用及び提供に関する制限」を外すにあたって、市の個人情報保護審査会の意見を聴いているか聴いている ※保護条例に定める制限内において運用しているが、事業を進めるうえで、個人情報保護審査会の意見は拝聴した。

個人情報の関係に 特に工力	おいて	・パブリックコメント及び市民説明会を実施し、市民からの 多くの意見を拝聴した。
その	他	平成22年5月登録申請の受付を開始し、現在約750人の登録 がある。現時点では、各自主防災組織等には情報提供してい ないが、今年度中に提供する予定である。

問合せ先	都市名:大阪狭山市
担当部課名:政策調整室危機管理グループ	Tel: 072-366-0011

情報の提供先	大阪狭山市民生委員・児童委員協議会
提供する情報	市内65歳以上単身世帯の氏名、住所、性別、年齢
提供目的	民生委員の訪問活動の充実を図り、高齢者の安否確認や実態 把握等の基礎資料として活用する。
提供先における	「ひとり暮らし・ねたきり高齢者台帳」の作成、災害時要援
情報の活用の仕方	護者の把握及び、民生委員の見守り・訪問活動にかかる基礎 資料として活用する。
提供先における	下記の内容を「個人情報取扱マニュアル」で規定
情報管理	① 提供された個人情報の保管・管理方法については、厳重
	に注意する。(例:鍵のかかる場所等への保管)
	② 訪問時にはリストから転記して活用する等、紛失が起こ
	らないように注意する。(リスト持出し厳禁)
	③ 個人情報の管理の状況等について、必要に応じて報告を
	求めるものとする。  ① 大阪狭山市個人情報の保護に関する条例(以下「保護条
	①   入阪狭山中個人情報が未選に関する余例(以下「休護余
個人情報保護	ある)又はない
条例等との関係	② ①で「ある」の場合、次のいずれに該当するか
NNA C VININ	・保護条例第8条第1項第6号(「利用及び提供に関する
	制限」の例外事項)に該当するものとして提供
※該当するもの	・別途条例を制定し、保護条例に定める「利用及び提供に
に○印をつけ、該	関する制限」の適用を除外する
当条項等を	<ul><li>その他(</li></ul>
ご記入下さい	③ ①で「ある」の場合、保護条例に定める「利用及び提供
	に関する制限」を外すにあたって、市の個人情報保護審
	査会の意見を聴いているか
har to leterate sets s	(聴いている) 又は 聴いていない
個人情報保護と	
の関係において	
特に工夫したこと	
その他	
~C ♥기만	

問合せ先	都市名:大阪狭山市
担当部課名:保健福祉部高齢介護グループ	Tel: 072-366-0011

情報の提供先	大阪狭山市民生委員・児童委員協議会	
提供する情報	(ひとり暮らし・ねたきり高齢者台帳) 氏名、住所、生年月日、性別、緊急時連絡先、通院履歴、身 体状況等	
提供目的	日常的な見守り・訪問活動及び災害時等における関係機関との協力体制づくりとともに高齢者の孤立を防ぐ。 民生委員が担当地区において、一人暮らし高齢者等の災害時要援護者を把握するとともに、日常的な見守り・訪問活動を行う。 ・当該提供情報は、担当民生委員にのみ提供する。 ・当該情報を第三者が入手することができないよう、鍵のかかる引き出し等に保管する。	
提供先における 情報の活用の仕方		
提供先における 情報管理		
個人情報保護 条例等との関係 ※該当するもの に○印をつけ、該 当条項等を ご記入下さい	① 大阪狭山市個人情報の保護に関する条例(以下「保護条例」という)第8条で「利用及び提供」に関して制限がある)又はない ② ①で「ある」の場合、次のいずれに該当するか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
個人情報保護と の関係において 特に工夫した こと		
その他		

問合せ先	都市名:大阪狭山市
担当部課名:保健福祉部高齢介護グループ	Tel: 072-366-0011

情報の提供先	大阪狭山市高齢者SOSネットワーク事業協力機関(登録制)
提供する情報	氏名、住所、生年月日、性別、捜索に必要な身体的特徴等の 情報
提供目的	高齢者の認知症による徘徊、不慮の事故等に対処するため、 高齢者SOSネットワーク事業を実施することにより、行方 不明の認知症高齢者の早期発見、徘徊の予防等を行う。
提供先における 情報の活用の仕方	・徘徊者の捜索及び保護。 ・発見した場合の関係機関への通報及び照会。
提供先における 情報管理	当該事業により提供した個人情報を活用する必要性がなくなった時点で、提供情報の破棄を要請する。
個人情報保護 条例等との関係 ※該当するもの に〇印をつけ、該 当条項等を ご記入下さい	① 大阪狭山市個人情報の保護に関する条例(以下「保護条例」という)第8条で「利用及び提供」に関して制限がある)又はない。② ①で「ある」の場合、次のいずれに該当するか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
個人情報保護と の関係において 特に工夫した こと	
その他	

問合せ先	都市名:大阪狭山市
担当部課名:保健福祉部高齢介護グループ	Ter · 072—366-0011

# 第 10 回・第 11 回 国のかたちとコミュニティを考える市長の会 《高齢者福祉のあり方》《コミュニティの活性化》 《コミュニティの再生》

#### 2011年 9月 発行

定 価 525円(本体価格500円) 編集・発行 財団法人 日本都市センター 〒102-0093 東京都千代田区平河町2-4-1 TEL 03-5216-8771 E-mail labo@toshi.or.jp URL http://www.toshi.or.jp

印 刷 株式会社研恒社

ISBN978-4-904619-20-9 C3031





ISBN978-4-904619-20-9 C3031 ¥500E 定価 525円 (本体価格 500円)

19230310050062012 The Authors. Copyright 2012 Japan Center for Cities. All Rights Reserved.